

令和7年第5回定例会

# 草津町議会定例会議録

自 令和7年9月1日  
至 令和7年9月5日

草津町議会

令  
和  
七  
年

第五回  
〔九  
月〕定例会

草  
津  
町  
議  
會  
會  
議  
錄

令  
和  
七  
年

第五回  
〔九  
月〕定例会

草  
津  
町  
議  
會  
會  
議  
錄

令  
和  
七  
年

第五回  
〔九  
月〕定例会

草  
津  
町  
議  
會  
會  
議  
錄

## 令和7年第5回草津町議会定例会会議録目次

○招集告示 ..... 1

### 第 1 号（9月1日）

○議事日程 ..... 3  
○会議に付した事件 ..... 3  
○出席議員 ..... 3  
○欠席議員 ..... 4  
○説明のため出席した者 ..... 4  
○事務局職員出席者 ..... 4  
○開会及び開議の宣告 ..... 5  
○議事日程の報告 ..... 5  
○会議録署名議員指名 ..... 5  
○会期決定 ..... 5  
○町長行政報告 ..... 5  
○議長議会報告 ..... 10  
○議案第1号～議案第8号の一括上程、説明 ..... 12  
○報告第1号の報告 ..... 21  
○議案第9号～議案第31号の一括上程、説明 ..... 23  
○総括質問 ..... 36  
○議案第29号～議案第31号の質疑、討論、採決 ..... 46  
○議案第9号～議案第28号の委員会付託 ..... 48  
○報告第2号の報告 ..... 48  
○報告第3号の報告 ..... 49  
○議事予定の決定 ..... 50  
○散会の宣告 ..... 50

### 第 2 号（9月5日）

○議事日程 ..... 51

○会議に付した事件	5 2
○出席議員	5 2
○欠席議員	5 2
○説明のため出席した者	5 2
○事務局職員出席者	5 2
○開議の宣告	5 3
○議事日程の報告	5 3
○付託議案にかかる委員長報告	5 3
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	6 1
○議案第 2 号～議案第 4 号の一括質疑、討論、採決	6 9
○議案第 5 号及び議案第 6 号の一括質疑、討論、採決	7 0
○議案第 7 号及び議案第 8 号の一括質疑、討論、採決	7 2
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	7 3
○議案第 10 号～議案第 12 号の一括質疑、討論、採決	7 4
○議案第 13 号～議案第 15 号の一括質疑、討論、採決	7 4
○議案第 16 号の質疑、討論、採決	7 5
○議案第 17 号～議案第 19 号の一括質疑、討論、採決	7 9
○議案第 20 号の質疑、討論、採決	8 0
○議案第 21 号～議案第 23 号の一括質疑、討論、採決	8 0
○議案第 24 号～議案第 27 号の一括質疑、討論、採決	8 1
○議案第 28 号の質疑、討論、採決	8 2
○議員派遣の件	8 2
○付託議案外にかかる委員長報告	8 3
○一般質問	8 5
3番 有坂太宏君	8 5
8番 上坂国由君	9 0
○閉議及び閉会の宣告	10 7
○署名議員	10 9

## 草津町告示第49号

第5回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月25日

草津町長 黒岩信忠

記

1、日 時 令和7年9月1日 午前10時

2、場 所 草津町役場

3、議 題

- 議案第 1号 令和6年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 2号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 3号 令和6年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 4号 令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 5号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第 6号 令和6年度草津町水道事業会計決算認定について
- 議案第 7号 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計決算認定について
- 議案第 8号 令和6年度草津町千客万来事業会計決算認定について
- 議案第 9号 草津町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 議案第10号 草津町議會議員及び草津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 草津町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 草津町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第16号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第5次）
- 議案第17号 令和7年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 議案第18号 令和7年度草津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 議案第19号 令和7年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 議案第20号 町長の専決処分事項の指定について
- 議案第21号 温泉引用許可について
- 議案第22号 温泉引用許可について
- 議案第23号 温泉引用許可について
- 議案第24号 温泉引用者移転許可について
- 議案第25号 温泉引用者移転許可について
- 議案第26号 温泉引用者移転許可について
- 議案第27号 温泉引用者移転許可について
- 議案第28号 温泉引用増量許可について
- 議案第29号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 議案第30号 草津町教育委員の任命につき同意を求めるについて
- 議案第31号 草津町教育委員の任命につき同意を求めるについて
- 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について
- 報告第 2号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について
- 報告第 3号 温泉引用者名義移転について

令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）

（第 1 号）

# 令和7年第5回草津町議会定例会

## 議事日程(第1号)

令和7年9月1日(月曜日)午前10時開会

第1 開議

第2 議事日程の報告

第3 会議録署名議員指名

第4 会期決定

第5 町長行政報告

第6 議長議会報告

第7 議案上程

議案第1号から議案第8号まで

決算審査報告

報告第1号・監査報告

議案第9号から議案第31号まで

第8 総括質問(決算議案にかかる)

第9 議案第29号から議案第31号 質疑・討論・採決

第10 議案第9号から議案第28号 委員会付託(別紙付託案)

第11 報告第2号及び報告第3号 報告

第12 議事予定の決定(別紙案)

第13 閉議(散会)

---

## 会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(11名)

1番 直井新吾君

2番 安齋努君

3番 有坂太宏君

4番 市川祥史君

5番 安井尚弘君

6番 小林純一君

7番 金丸勝利君 8番 上坂国由君  
9番 湯本晃久君 10番 黒岩卓君  
11番 宮崎謹一君

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	愛町部長	川島和武君
企画創造課長	田中浩君	総務課長	石坂恒久君
税務課長	堀田高史君	住民課長	熊川一記君
健康推進課長	萩原健司君	観光課長	宮崎健司君
土木課長	佐藤俊之君	福祉課長	越前谷学君
会計管理者	一場礼子君	生活環境課長	宮崎雄一君
こどもみらい課長	高井洋一君	上下水道課長	岡田薰君
教育委員会事務局長	白鳥正和君	ベルツこども園長	橋爪保君
温泉課長	関亘君	総務課主査	今平一真君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 和田修 議会書記 新田美幸

開会 午前10時00分

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第5回草津町議会定例会を開会いたします。

ジャケット着ている方はありますか。脱いで結構ですのでよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### ◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。

4番、市川祥史議員、6番、小林純一議員の両名を指名いたします。

---

### ◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期については、8月21日に開催された議会運営委員会で協議した結果、本日から8日までの8日間とすることに異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日より8日までの8日間と決定いたしました。

---

### ◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告をいたします。

初めに、8月4日午前5時50分、気象庁による判定基準に基づき、草津白根山湯釜付近に

おける噴火警戒レベルが1から2に引き上げられたことを受け、直ちに草津町長として警戒本部を設置し、同日の午前10時には緊急会議を開催し、町議会議員の皆様並びに業界3団体の長を招集し、正しい情報を基に適切な対応の協議をしてまいりました。

私が最も重視したのは風評被害の対策であり、科学的な知見やこれまでの経験に基づき、町をはじめとした各業界の公式ホームページへの共通した情報を掲載することで、草津温泉街については安全であることを周知いたしました。

また、8月7日には新聞折り込みを入れ、町民の皆様に草津温泉街が安全であること、正しい情報発信についてお願いをさせていただきました。

さらに、8月19日には、気象庁や火山専門家から観測評価など情報提供をいただき、今後の対応方針を検討するための火山防災協議会の分科会を開催して、私が招集して、予定していた中央道の限定再開の仕切り直しや、国道292号の例外的な通行に関しては、火山の活動状況の推移を注視するにとどめるなどの意見がまとまりました。

これまでも、私はこうした危機管理について、常に陣頭指揮を執ってまいりましたが、今回の対応に関しても、今後、気象庁や東京科学大学の火山専門家、関係機関との連携を密にして、科学と法令遵守を念頭に、安全対策と並行して風評被害対策を進めてまいりたいと思っている次第でございます。

以前はレベル2でも通行させたことがあります、今現在はなかなか厳しい状況で、レベル2で通行させるのは全国で例がないということの中で、本当に草津ならではといいますか、物すごいリスクをしょいながらのあれでやりましたけれども、それを進めてまいりましたが、今、その状態にはないということをご理解いただきたいと思います。

そして、これがどのように草津の観光に影響を与えるかを非常に懸念してまいりましたが、先ほど、観光公社のほうから報告がありまして、道路が通れなくなると大変やはり公社が一番影響が出るわけでありますけれども、8月の前年対比のパーセンテージで百七.何%に観光公社の売上げが推移をいたしました。思ったほど風評被害は出なかったという、その数字から読み取ることができます。

次に、6月5日、宇留賀副知事が来庁され、6月17日をもって退任となる旨の挨拶を受けました。宇留賀副知事におかれましては、草津の経済活性化に係る後押しを多方面でいただき、改めて感謝とお礼を申し上げます。

次に、6月7日、第78回群馬県植樹祭が上野村の公園で開催され、私が都合悪く、担当の者に参加をさせました。

次に、6月11日から12日にかけて、区長会研修会に参加し、10名の区長と共に、神奈川県海老名市にある高座クリーンセンターや熱海の観光状況について視察を行ってまいりました。

次に、6月13日、株式会社草津観光公社の定時総会が天狗山レストハウスにて行われ、出席をしてまいりました。

次に、6月16日、前橋地方気象台から大和田台長が来庁され、来年度から防災気象情報の改善を行う旨の概要説明を受けました。

次に、6月18日、中学校への3クラスへ設置した未利用水道水を活用した冷房設備の状況の確認を行いました。7月3日に町議会議員の皆様による視察をいただき、私から冷房システムの説明をいたしました。

この冷房設備は、昨年12月の中学生議会において、生徒からエアコンの設置要望がなされ実現したもので、自然エネルギーを活用した取組については新聞報道にも取り上げられ、学習環境の改善にも十分な成果が挙げられることができたと思っております。

なお、議員の要望がありました職員室と校長室の冷房設備においては、9月中に設置工事を実施する予定になっております。ファンコンベクターが特別注文ということで、製造するということで時間がかかるっておりますけれども、9月中には設置ができると思います。

次に、6月19日、吾妻振興局の懇談会が中之条町で行われ、吾妻地域の各関係との意見交換をしてまいりました。

次に、6月19日、らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日式典が、東京都千代田区の厚生労働省において開催され、副町長に代理出席をさせました。

次に、6月23日、草津町老人クラブ連合会コーラス部の結成15周年記念コンサートに招待され、音楽の森国際コンサートホールにおいて、ステージに上がり参加をさせていただきました。

コンサート後は、会員の皆さんと懇談を図らせていただきました。老人クラブの皆さんがあんまり明るく活動していることに感銘を受けたものであります。

次に、6月24日、令和7年度国道146号軽井沢バイパス建設等期成同盟会の総会が軽井沢町におかれ開催され、副町長に代理出席をさせました。

次に、6月25日、草津温泉観光協会の定時総会が草津町商工会にて開催され、来賓として挨拶をしてまいりました。

6月26日、環境省上信越高原国立公園管理事務所長が来庁され、草津白根山における今後の事業について、情報共有と意見交換を行いました。

6月26日、群馬県保険連合会の職員が来庁され、町長室において、監事として令和6年度の決算監査を行いました。

次に、6月26日、吾妻観光連盟の第75回通常総会が中之条合同庁舎にて行われ、観光課長に代理出席をさせました。

続きまして、6月29日、第33回浅沼杯空手道大会が総合体育館で開催され、開会式において選手たちへの激励の挨拶をしてまいりました。

6月30日、西吾妻衛生施設組合議会臨時会、西吾妻福祉病院組合管理運営協議会及び同病院組合臨時会に、にしあがつま福祉社会評議員会が長野原町役場において開催され、それぞれ出席をしてまいりました。

7月1日、横手山、志賀山の開山祭が長野県山ノ内で行われましたが、観光課長に代理出席をさせました。

7月1日、草津温泉和風村主催による「氷室の節句」が湯畠の湯路広場にて開催され、来賓として挨拶をしてまいりました。当日は、放送作家である湯道を提唱する、実践するなど、お風呂愛好家としても知られる小山薰堂さんをゲストに迎え、にぎやかに開催をされました。

7月2日、株式会社リクルートじゃらんにより、意見交換会が喜びの宿高松において開催され、来賓として挨拶をしてまいりました。会場では、国内観光市場と若者の観光動向の研究報告会が行われ、草津温泉の誘客支援や地域活性化に向けた意見交換を行なってまいりました。

7月3日、原水爆禁止国民平和大行進が草津町を訪れ、住民課長が対応いたしました。

次に、7月4日、第75回社会を明るくする運動、広報活動が実施され、役場の大会議室にて保護司会長と更生保護女性会長から、私がメッセージの伝達を受けました。

7月4日、草津温泉感謝祭第79代女神に山本心暖さんが選ばれ、町長室において認証式を行いました。

7月7日、中之条税務署長が来庁され、異動に伴う退任の挨拶を受けました。また、17日には新任の署長が来庁され、着任の挨拶を受けました。

7月7日、吾妻地区商工会連絡協議会の定期総会及び研修会が草津町商工会で開催され、来賓として挨拶をしてまいりました。私のほうから、少し短い時間でありましたけれども、講演をさせたものであります。郡内の商工会関係者40名が出席をして、私の話に聞き入ってくれました。

次に、7月11日、新たに新任された大塚康裕副知事が着任の挨拶のため来庁され、意見交

換を行いました。大塚副知事においては、その後、温泉感謝祭の懇親会にもお越しをいただきましたことに感謝を申し上げます。

次に、7月10日から11日にかけ、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会が沖縄県宮古島市において開催され、副町長に代理出席をさせました。総会では、協議会を構成する全国11の市と、ハンセン病療養所に関する意見がなされました。

次に、7月15日、草津町都市計画審議会が役場大会議室で開催されましたが、その後、草津町景観審議会が役場第一委員会室にて開催され、景観計画の高さに関する解釈について同意をいただきました。

7月16日、海外姉妹都市交流事業である草津中学生ホームステイに関わる壮行会が町長室にて行われ、派遣生徒らへの激励の言葉を送りました。

7月17日、ドイツ連邦共和国のペトラ・ジグムント駐日大使が表敬訪問され、役場応接室において懇談をしてまいりました。あと記念撮影を行いました。その後、西の河原公園へ移動し、草津温泉の魅力を世界に広げるなど、両国の姉妹都市交流のきっかけとなったベルツ博士の胸像に、大使と共に献花をいたしました。

7月18日、群馬県町村会の職員が来庁され、町長室において、監査委員として令和6年度決算監査をいたしました。

7月28日、西吾妻安全安心まちづくり連絡会の総会が長野原町役場で開催され、出席をいたしました。

7月28日、非核平和行進実行委員会の自治体交渉団が草津町を訪問され、住民課長が対応いたしました。

7月30日、国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所から、新任の石田所長が来庁され、着任の挨拶を受けました。

次に、7月30日、JR九州前社長及び会長、現在は相談役ということですが、由布院玉の湯の代表取締役が草津町に来町され、地元の女将会9名もここに同席をいたしまして、その中で、私が約50分ほど講演をした後に意見交換を行いました。

次に、7月30日、令和7年度上信自動車道建設促進期成同盟会の総会が、東京都永田町の自由民主党本部において開催され、副町長に代理出席をさせました。

8月1日、第79回草津温泉感謝祭の開催に当たり、湯善神参拝の神事に出席し挨拶したほか、観光協会の主催の式典に出席してまいりました。

翌日の2日に開催された懇親会では、群馬県の大塚副知事をはじめ、官公庁、報道機関、

エージェント関係など多くの方に参加をしていただき、実りある情報交換ができました。

8月6日、民間企業との包括連携協定を締結するため、群馬日産ホールディングスやNTT等との協定締結式を応接室において行いました。今後、環境問題やごみ処理の分野の課題解決に向けて、社会経済の持続可能な発展を目指すサステナブルな分野の推進を行ってまいりたいと思っております。

8月6日、令和7年度草津白根山系硫化水素ガス安全対策連絡協議会の総会が草津町役場で開かれ、挨拶を行いました。

次に、8月9日、「第77回草津町二十歳のつどい」が音楽の森コンサートホールで挙行され、二十歳を迎える29名が式典に出席し、町長としてお祝いの式辞を述べてまいりました。

次に、8月14日、第23回草津町親善バレー大会が総合体育館で開催され、開会式に出席し挨拶をしてまいりました。

次に、第45回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティヴァルが8月17日から30日までの14日間にわたり開催され、開校式及びウェルカムパーティーにおきましては歓迎の挨拶をしてまいりました。今回から新企画といたしまして、御座之湯での湯けむりコンサートを織り込むなど盛況のうちに終了いたしました。

次に、8月20日、國學院大學の観光まちづくり学部の学生30名が来庁され、恒例となったまちづくりをテーマにした講演を大会議室にて行いました。講演後は熱心な学生たちからの質問があり、その対応をいたしました。

8月27日、吾妻郡広域理事会及び広域議会並びに吾妻環境施設組合議会が中之条町役場で開催され、出席をしてまいりました。

9月1日、今日でありますが、防災の日に合わせて、草津町消防団のソフトボール大会が本白根第二グラウンドで開催され、開会式で日頃の消防団活動にお礼をするとともに、消防団員とラジオ体操をして運動をして帰ってまいりました。

以上、私からの行政報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で町長の行政報告を終了いたします。

---

#### ◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私から議会関係の報告をいたします。

6月19日、吾妻振興局懇談会が中之条町で開催され、出席をしてまいりました。

6月23日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会臨時会が中之条町役場で開催され、金丸副議

長と出席をし、終了後、吾妻郡林業振興協会総会に出席をしてまいりました。

6月24日、令和7年度国道146号軽井沢バイパス建設等期成同盟会総会が軽井沢町役場で開催され、上坂民教土木委員長と出席をしてまいりました。

6月30日、西吾妻衛生施設組合臨時会が長野原町役場で開催され、金丸副議長、上坂民教土木委員長と出席をしてまいりました。

同日、西吾妻福祉病院管理運営協議会が長野原町役場で開催され、金丸副議長、上坂民教土木委員長と出席をし、終了後、西吾妻福祉病院組合議会臨時会に出席をしてまいりました。

同日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議員会が長野原町役場で開催され、金丸副議長と上坂民教土木委員長が出席をいたしました。

7月1日、草津温泉和風村主催による「氷室の節句」が湯畠の湯路広場にて開催され、出席をしてまいりました。

7月3日、原水爆禁止国民平和大行進吾妻地区実行委員会が訪問され、対応をいたしました。

同日、昨年、中学生議会において、生徒からエアコン設置要望がなされ実現した草津中学校へ、設置された冷房装置の視察を議員各位と共にに行ってまいりました。その際、議員各位から小学校にもというお話をも出して、町当局に要望をいたしました。

7月10日から11日にかけて、令和7年度全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会が沖縄県宮古島市を会場に開催され、出席をしてまいりました。

7月15日、草津町都市計画審議会が役場大会議室において開催され、議員各位と出席をし、同日、草津町景観審議会へ出席をしてまいりました。

7月17日、駐日ドイツ連邦共和国大使が表敬訪問をされ、役場にて懇談があり、参加をし、その後、西の河原公園にてベルツ博士の銅像に大使と共に献花をしてまいりました。

7月22日、吾妻環境施設組合決算審査が東吾妻町役場で実施され、審査を行ってまいりました。

7月28日、非核平和行進実行委員会の自治体交渉団が草津町を訪問され、対応してまいりました。

8月1日、草津温泉感謝祭「湯善神参拝」が光泉寺にて開催され出席し、翌日、8月2日に草津温泉感謝祭懇親会が開催され、議員各位と出席をしてまいりました。

8月4日、草津白根火山対策警戒本部会議が開催され、議員各位と出席をし、状況について説明を受けました。

8月9日、「第77回草津町二十歳のつどい」が草津音楽の森国際コンサートホールにて開催され、議員各位が出席し、お祝いのご挨拶をしてまいりました。

8月21日、第45回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティヴァルの歓迎パーティーが開催され、議員各位と出席をしてまいりました。

8月22日、重監房資料館運営委員会が栗生楽泉園（重監房資料館）で開催され、上坂民教土木委員長が出席をいたしました。

8月27日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会第2回定例会が中之条町で開催され、金丸副議長と出席をし、終了後、吾妻環境施設組合議会定例会に出席をしてまいりました。

以上、私からの議会関係の報告を終了いたします。

---

#### ◎議案第1号～議案第8号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。初めに、議案第1号から議案第8号までの決算議案について一括上程することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までについて、一括上程することに決定をいたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。議案第1号から順次願います。

議案第1号、会計管理者。

[会計管理者 一場礼子君 登壇]

○会計管理者（一場礼子君） それでは、議案第1号から上程させていただきます。

議案第1号 令和6年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度草津町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額68億1,307万5,197円、歳出決算額66億5,078万430円、歳入歳出差引残額1億6,229万4,767円、内1、地方自治法施行令第146条による繰越明許費の財源繰越額4,395万9,000円、内2、地方財政法第7条第1項による基金積立金6,000万円、内3、翌年度繰越額5,833万5,767円となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 議案第2号から議案第8号まで続いてそのまま説明願います。

○会計管理者（一場礼子君） それでは、第2号、青い表紙となります。

議案第2号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額7億387万1,505円、歳出決算額6億8,201万1,623円、歳入歳出差引残額2,185万9,882円、内1、地方財政法第7条第1項による基金積立額1,435万9,882円、内2、翌年度繰越額750万円となっております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、ピンクの表紙となります。

議案第3号 令和6年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額6億2,892万5,581円、歳出決算額5億9,920万9,275円、歳入歳出差引残額2,971万6,306円であり、同額を翌年度に繰越しをしたいというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、紫の表紙になります。

議案第4号 令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額1億5,253万6,168円、歳出決算額1億4,728万3,738円、歳入歳出差引残額525万2,430円、こちらの会計につきましても、同額を翌年度に繰越しをしたいというものになります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

グレーの表紙になります。

議案第5号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度草津町公共下水道事業特別会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと、目次がございます。

さらにおめくりをいただきまして、1ページ、2ページ、令和6年度草津町公共下水道事業決算報告書にて説明をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出で、まず収入ですが、第1款公共下水道事業収益、予算額3億7,457万4,000円、決算額3億1,682万6,543円、予算額に比べ決算額の増減は5,774万7,457円の減であり、内訳といたしましては、第1項営業収益、第2項営業外収益となってございます。

続きまして、支出ですが、第1款公共下水道事業費用、予算額3億4,219万円、決算額3億2,885万6,948円、不用額1,136万2,052円であり、内訳といたしましては、第1項営業費用、第2項営業外費用となっております。

1枚おめくりをいただきまして、3ページ、4ページの資本的収入及び支出でございます。初めに、収入です。

第1款公共下水道事業資本的収入、予算額20億1,463万7,000円、決算額3億1,866万1,000円、予算額に比べ決算額の増減は16億9,597万6,000円の減であります。

内訳といたしましては、第1項企業債、第2項補助金、第3項負担金等でございます。

続きまして、支出になります。

第1款公共下水道事業資本的支出、予算額20億7,988万8,000円、決算額1億9,277万415円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額は18億7,465万円、不用額1,246万7,585円となっており、内訳といたしましては、第1項建設改良費、第2項企業債償還金となってございます。

このことから、今年度の純損失は2,099万4,273円であり、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は4,054万2,450円となり、同額を8ページの案のとおり、翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、貸借対照表については9ページ、10ページに記載してございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、黄緑色の表紙、水道事業会計決算書になります。

議案第6号 令和6年度草津町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度草津町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと目次がございます。さらにおめくりをいただきまして、1ページ、2ページ、令和6年度草津町水道事業決算報告書にて説明をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出で、まず収入ですが、第1款水道事業収益、予算額2億6,873万1,000円、決算額2億8,410万505円、予算額に比べ決算額の増減は1,536万9,505円であり、内訳といたしましては、第1項営業収益、第2項営業外収益でございます。

続きまして、支出ですが、第1款水道事業費用、予算額2億2,480万5,000円、決算額2億580万6,560円、不用額1,899万8,440円であり、内訳といたしましては、第1項営業費用、第2項営業外費用となってございます。

1枚おめくりをいただきまして、次ページ、資本的収入及び支出になります。

(2) 資本的収入及び支出、初めに収入です。

第1款資本的収入、予算額50万1,000円、決算額ゼロ円、予算額に比べ決算額の増減は50万1,000円の減となってございます。

続きまして、支出ですが、第1款資本的支出、予算額2億7,612万6,000円、決算額2億5,254万8,043円、不用額2,357万7,957円となってございます。

内訳といたしましては、第1項建設改良費、第2項企業債償還金となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,254万8,043円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額83万1,700円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,009万3,682円、過年度分損益勘定留保資金2億2,917万7,082円、当年度分損益勘定留保資金1,200万5,579円、減債積立金44万円で補填をいたしました。

このことから、本会計の当年度純利益は5,452万9,623円となり、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた当年度未処分利益剰余金は4億2,471万1,958円であり、議会の議決による処分額を差し引きまして、4億2,427万1,958円を8ページの案のとおり、翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては、9ページ、10ページに添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、水色の表紙となります。

議案第7号 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度草津町温泉温水供給事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと目次がございます。さらにおめくりをいただきまして、1ページ、2ページ、令和6年度草津町温泉温水供給事業決算報告書にて説明をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出で、まず収入です。

第1款温泉温水供給事業収益、予算額5億3,350万3,000円、決算額5億5,347万3,569円、予算額に比べ決算額の増減は1,997万569円であり、内訳といたしましては、第1項営業収益、第2項営業外収益でございます。

続きまして、支出ですが、第1款温泉温水供給事業費用、予算額5億579万円、決算額4億6,771万5,020円、不用額3,807万4,980円でございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用、第2項営業外費用となっております。

1枚おめくりをいただきまして、3ページ、4ページ、資本的収入及び支出になります。

初めに、収入です。

第1款資本的収入、予算額1億3,416万円、決算額1億5,946万4,082円、予算額に比べ決算額の増減は2,530万4,082円でございます。

内訳といたしましては、第1項給湯分担金、第2項長期貸付金償還金、第3項補助金でございます。

続きまして、支出ですが、第1款資本的支出、予算額2億7,340万5,000円、決算額2億826万9,319円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額633万9,000円、不用額5,879万6,681円となってございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,880万5,237円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,559万7,156円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額481万1,474円、当年度分損益勘定留保資金839万6,607円で補填をいたしました。

このことから、本会計の当年度純利益は7,881万6,923円となり、前年度繰越利益剰余金と加えた当年度未処分利益剰余金は6億66万2,337円となり、同額を8ページの案のとおり、翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては、9ページ、10ページに添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

黄色の表紙となります。

議案第8号 令和6年度草津町千客万来事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度草津町千客万来事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと、目次がございます。さらに1枚おめくりをいただきますと、1ページ、2ページ、令和6年度草津町千客万来事業決算報告書にて説明させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出で、まず収入ですが、第1款千客万来事業収益、予算額4億7,940万9,000円、決算額5億1,099万4,022円、予算額に比べ決算額の増減は3,158万5,022円であり、内訳といたしましては、第1項営業収益、第2項営業外収益でございます。

続きまして、支出ですが、第1款千客万来事業費用、予算額2億7,071万8,000円、決算額2億8,114万1,968円、不用額1,042万3,968円の減であり、うち留保資金を除く決算額は7,609万3,347円でございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用、第2項営業外費用となってございます。

1枚おめくりをいただきまして、3ページ、4ページの資本的収入及び支出になります。

初めに、収入です。

第1款資本的収入、予算額4億2,395万4,000円、決算額4億2,395万2,462円、予算額に比べ決算額の増減は1,538円の減であり、内訳といたしましては、第1項企業債、第2項固定資産売却代金、第3項長期貸付金返還金、第4項補助金となっております。

続きまして、支出ですが、第1款資本的支出、予算額7億6,080万4,000円、決算額4億1,754万8,860円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額が2億8,867万6,000円、不用額5,457万9,140円となっております。

内訳といたしましては、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項他会計長期借入金償還金でございます。

このことから、本会計の当年度純利益は2億722万6,357円となり、前年度繰越欠損金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた当年度未処理欠損金は11億5,712万6,872円であり、同額を8ページの案のとおり、翌年度の繰越欠損金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては、9ページ、10ページに添付されております。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 会計管理者におかれましては、議案第1号から議案第8号まで、大変長い時間ご苦労さまでございました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時50分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて、休憩前に引き続き再開いたします。

議案第1号から議案第8号までについては決算議案であります。

ここで、浅香代表監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

[代表監査委員 浅香 勝君 登壇]

○代表監査委員（浅香 勝君） おはようございます。

それでは、監査報告を申し上げます。

草津町監査基準に基づき、令和6年度草津町決算審査意見書のご報告をさせていただきます。

なお、意見書につきましては、前もって皆様のお手元に配付されておりますので、要点の説明のみとさせていただきます。

審査の対象ですが、地方自治法に基づく一般会計及び特別会計3会計並びに地方公営企業法の財務を適用する企業会計4会計の合計8会計であります。

審査の期間は、令和7年7月24日から7月30日までであり、審査の手続、結果については2ページ、また決算規模、決算収支につきましては3ページ、4ページをご覧ください。予算の執行状況については5ページ、6ページをご覧ください。

草津町の8会計の根幹をなす一般会計における収支状況については、歳入面では前年と比較して町税が若干増加傾向となり、収入未済額については、全体として前年度比約89%とさらに圧縮され、過去の推移からも徴収率は比較的高い数字になることから、努力の成果が現れているものと思います。

歳出については、入込客数が過去最多を更新し続ける中、町民や訪れるお客様の安全安心対策を軸に草津町のブランド力を向上させる施策を進めるとともに、町民生活を支える福祉

行政や保健事業の推進、高齢者対策、インフラ整備等を基本とした運営がなされております。

臨時財政対策債の借入れにおいては、毎年順調に償還し、年度末残高では、財政調整基金を下回る結果となっております。

また、全体的に基金残高は増加傾向にあり、今後も国の動向を見ながら補助金、交付金を適宜適切に導入、活用し、安定した運営が行われるよう期待するものであります。

続いて、財政の構造については7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。

一般会計における財政構造の弾力性を判断する主要財務比率及び人件費比率については9ページをご覧ください。

次に資金事情についてであります、基金については、昨年度の決算額に比べ約1割増えております。

国内の経済状況は、各種物価の高騰や人手不足による経営難など、観光産業を軸とする当町にとっては直接的影響を及ぼすことから、さらに強固な財政基盤を構築されるよう望むものであります。

それでは、各会計について報告をさせていただきます。

一般会計については、10ページ、11ページをご覧ください。

一般会計における歳入の要となる町税の調定額は、全体で前年度比100.29%となり、特に現年分において、個人町民税では定額減税の影響もあり、前年度に比べ減少となったが、法人町民税及び入湯税が顕著に伸びております。同様に、収入額についても上昇しており、徴収事務努力の成果が反映されたことと高く評価したいと思います。

不納欠損額については、前年度に比べ減額となっており、過去に実施した滞納者実態調査の結果により、滞納処分の執行停止と判断した案件であり、適正な処理が行われております。

歳出については、中央通り再活性化事業並びに草津温泉バスターミナルの再整備が進められると同時に、高齢者対策、少子化・子育て対策など、町民生活を支えるための取組が行われております。

新規事業として、ベルツこども園が完全無償化されたほか、こども園から小中学校に至るまで給食費を完全無償化、また、出産・子育て応援交付金事業も継続しております。

引き続き、福祉と観光の両軸をバランスよく機能させた財政運営を行っていただきたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計については12ページをご覧ください。

被保険者数が現役世代の被用者保険への加入及び人口減少等の影響により、対前年比で減

少しており、年齢構成では、国民被保険者全体の39%が65歳から74歳であることから、今後、数年で後期高齢医療への移行による大幅な被保険者数の減少も想定されている状況あります。

予防、健康づくりを強力に推進し、保険者努力支援制度を積極的に活用するなど、医療費の削減に努めるよう望むものであります。

滞納問題については減少傾向が見られますが、高額滞納者の慢性化の解消など、今後においても関係各課と連携し、滞納額の削減に努めていただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計については、13ページであります。

今度も、高齢化率はますます進むものと考えられ、介護予防事業をより効果的に推進していただき、給付費の抑制に努めていただきたいと思います。

この会計の滞納者に対する不納欠損など法令に基づくものとはいえ、滞納によるサービス利用時の給付制限など避けるため、被保険者に対し丁寧な説明を行うとともに、口座振替への手続を推奨し、確実な納付対策を進めていただくよう望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、14ページのとおりであります。

被保険者数は前年対比で横ばい状態ではあるものの、令和7年度以降の団塊世代に係る被保険者の増加がさらに見込まれており、今後も保険給付費の増加に影響することが見込まれます。また、高度医療の発達など医療費について、さらに増加することが予想されます。

今度も引き続き各種健診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療を促すなど医療費適正化対策に取り組み、健全な運営を講じていただきたいと思います。

次に16ページ、公共下水道特別会計であります。

本会計については、これから先、数年にわたり、処理場再構築事業並びに現有施設の維持管理等、大規模な施設投資が見込まれると推察されることから、さらに経費の節減を図り、健全経営を望むものであります。

次に17ページ、水道事業会計であります。

この会計の収益については確保できているものの、今後、経費節減に努め、健全経営を行っていただきたいと思います。今後も安定した供給を目指し、導水施設工事、水源の施設整備、老朽管の計画的な敷設替え工事など、さらなる水の安定供給及び安全性の確保に努力されるよう要望いたします。

次に18ページ、温泉温水供給事業会計であります。

本会計は事業収益において、集客率が伸びたことも起因し、温泉給湯収益は前年対比で

4.41ポイント、温水給湯収益は前年度対比9.19ポイントと堅調な伸びを見せております。

経営の健全性を示す経常収支比率は、温水給湯収益の増加により118.2%で、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、施設の老朽化は継続して進んでおり、更新工事を計画的に実施していただきたいと思います。

次に、千客万来事業会計については19ページ、20ページであります。

本会計は、指定管理者である株式会社草津観光公社からの使用料が主な収益となることから、指定管理会社の経営基盤の盤石化が重要な会計であります。令和6年度末の営業収益は大きく改善され、コロナ禍から続けてきた施設使用料の減免措置も終了し、対前年比で147.9%と大きく改善しております。

この結果を踏まえ、従前より、長期貸付けや施設使用料の減免及び劣後ローン等の支援を行ってきた背景と投資を進める当会計の収支バランスを鑑み、新たに指定管理者の営業利益の50%を施設使用料のフロート制として、当会計の収入とする手法が導入されております。

経常収支比率が健全経営の水準とされる100%を上回る一方、償却対象資産の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度対比2%減の65.0%となるなど企業努力を評価したいと思います。

以上、各会計の報告とさせていただきます。

結びにつきましては、21ページ、22ページをご覧いただきたいと思います。

以上をもちまして、令和6年度草津町決算審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） ご苦労さまでした。

以上で決算審査報告を終了いたします。

---

### ◎報告第1号の報告

○議長（宮崎謹一君） ここで関連もございますので、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について報告を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第1号について朗読と説明をさせていただきます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと、健全化判断比率報告書をつけさせていただいておりますので、これにて報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり報告をいたします。

記として、左側より実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字でないため算定されておりません。実質公債費比率4.7%、将来負担比率、こちらはマイナス値となつたため算定されておりません。

以上、4つの健全化指標について、いずれも良好な結果であったことを報告申し上げます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告いたします。

記としまして、上から水道事業会計、公共下水道事業特別会計、温泉温水供給事業会計、千客万来事業会計、いずれの会計につきましても資金不足が生じないため、資金不足比率は算定されず、良好な結果となったことをご報告申し上げます。

次のページには、草津町監査委員による審査結果に基づく意見を付した報告書を添付させていただいております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 次に、浅香代表監査委員から監査委員報告をお願いいたします。

監査委員に申し上げます。暑いのでジャケットを脱いで結構ですので。

[代表監査委員 浅香 勝君 登壇]

○代表監査委員（浅香 勝君） それでは、ご報告申し上げます。

令和6年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について、ご報告申し上げます。

審査の結果でございますが、健全化判断比率及び資金不足比率については、算定過程、計算処理に誤りはなく、算定の基礎となった証拠書類等も適正に整理されていることが認められました。

今後も全会計はもとより、関係する外郭団体や一般事務組合等の総合的な健全財政の運営

を推進するよう要望いたします。

以上、報告です。

○議長（宮崎謹一君） 以上で監査委員報告を終了いたします。

浅香代表監査委員さんには、大変ありがとうございました。どうぞご退席をお願いいたします。ありがとうございました。

[代表監査委員 浅香 勝君 退席]

○議長（宮崎謹一君） 議案第1号から議案第8号までの決算認定議案については、それぞれ十分にご検討いただき、最終日の本会議において審議することといたしますので、よろしくお願ひいたします。

ここで休憩いたします。11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ◎議案第9号～議案第31号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いてお諮りします。議案第9号から議案第31号までについて一括上程することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第31号までについて一括上程することに決定いたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。

議案第9号から順次願います。

最初に議案第9号、企画創造課長、説明願います。

[企画創造課長 田中 浩君 登壇]

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第9号について朗読と説明を申し上げます。

議案第9号 草津町企業版ふるさと納税基金条例の制定について。

草津町企業版ふるさと納税基金条例の制定を別紙のとおり制定する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

1ページにおきましては、今回制定する条例案となっております。

さらに1枚おめくりいただき、3ページをご覧ください。

制定理由と要旨についてご説明申し上げます。

制定理由及び要旨。

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連し、寄附された企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図ることを目的として、草津町企業版ふるさと納税基金を設置するため、この条例を制定しようとするものとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号、議案第11号、議案第12号まで、総務課長、順次お願ひいたします。

[総務課長 石坂恒久君 登壇]

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第10号について朗読と説明を申し上げます。

議案第10号 草津町議会議員及び草津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町議会議員及び草津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和6年草津町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりをいただきますと、改正条文を載せた告示文案となってございます。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページの提案理由にて説明いたします。

本議案は、昨今の物価の変動等に鑑み、国によって令和7年6月に公職選挙法施行令に係る選挙公営限度額の一部改正があったことに伴い、町条例における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に関する限度額について、それぞれの単価を引き上げるため、一部を改正しようとするものでございます。

3ページ以降は、新旧対照表となってございます。

ご審議のほどお願い申し上げます。

続けて、議案第11号について朗読と説明を申し上げます。

議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年草津町条例第21号）の一部を別紙のとお

り改正する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと、1ページ及び2ページにわたって、今回改正しようとする条例の告示文案をつけさせていただいております。

もう1枚おめくりいただきまして、3ページの提案の理由にて説明いたします。

仕事と生活の両立支援の拡充に係る人事院規則の改正が行われ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、令和7年10月1日から施行がされるため、国に準ずる条例改正を行おうとするものでございます。

4ページ以降は、条例の新旧対照表となってございます。

ご審議のほどお願いいいたします。

続きまして、議案第12号について朗読と説明を申し上げます。

議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりをいただきますと、1ページ及び2ページにわたって、今回改正しようとする条例の告示文案となってございます。

もう1枚おめくりいただきまして、3ページの提案理由にて説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されることに伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充について条例改正を行おうとするものでございます。

4ページ以降は、条例の新旧対照表となってございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第13号、税務課長、説明願います。

[税務課長 堀田高史君 登壇]

○税務課長（堀田高史君） それでは、議案第13号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

議案第13号 草津町税条例の一部を改正する条例について。

草津町税条例（昭和37年草津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと、改正条文の写しがございます。

6ページ目をご覧ください。

改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

本条例は、地方税法において、公示送達の方法、特定親族特別控除の新設、加熱式たばこの課税方式について改正があったことから、草津町税条例について法改正に沿う内容に改めるとともに、字句の整理など所要の改正を行おうとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続いて、議案第14号、住民課長、説明願います。

[住民課長 熊川一記君 登壇]

○住民課長（熊川一記君） それでは、議案第14号について朗読し、ご説明いたします。

議案第14号 草津町手数料条例の一部を改正する条例について。

草津町手数料条例（平成12年草津町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、本改正案に係る改め文がございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、改正理由にて本改正案の概要をご説明いたします。

改正理由。

本改正案は、現在、草津町で運用しているマイナンバーカードを用いたコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書、所得証明書及び課税（非課税）証明書の交付について、住民の利便性向上及びマイナンバーカードの利活用促進並びに窓口混雑の緩和等による事務の効率化を図ることを目的として、現行の手数料を1件当たり300円から200円に減額しようとするものでございます。

なお、本改正案に係る施行予定日は、令和7年10月1日としております。

次ページには、参考として改正後の草津町手数料条例の新旧対照表を付しております。

以上につきまして、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第15号を福祉課長、説明願います。

[福祉課長 越前谷 学君 登壇]

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第15号について朗読と説明を申し上げます。

議案第15号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町福祉医療費支給に関する条例（平成14年草津町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、改正しようとする条文を記載してございます。

さらに2枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。

改正理由及び要旨がございます。こちらにてご説明をさせていただきます。

改正理由及び要旨。

福祉医療費助成事業に係る資格確認のオンライン化実施に伴い、資格認定情報を医療機関に提供するに当たって、マイナンバーカードを用いた方法を追加するものでございます。

続く4ページ以降は、新旧対照表がございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第16号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 議案第16号について説明申し上げます。

議案第16号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第5次）。

令和7年度草津町の一般会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,792万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,972万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきまして、1ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、第10款地方特例交付金21万3,000円の減額。

11款地方交付税2億7,177万2,000円の増額。

15款国庫支出金397万3,000円の増額。

16款県支出金94万7,000円の増額。

17款財産収入10万8,000円の増額。

18款寄附金10万円の増額。

19款繰入金8万6,000円の増額。

21款諸収入115万3,000円の増額。

続いて、右側、2ページの歳出について申し上げます。

1 款議会費 2万7,000円の増額。  
2 款総務費 2億3,804万6,000円の増額。  
3 款民生費367万5,000円の増額。  
4 款衛生費481万7,000円の増額。  
7 款商工費34万7,000円の増額。  
8 款土木費676万4,000円の増額。  
10款教育費2,002万3,000円の増額。  
12款予備費445万7,000円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに2億7,792万6,000円を増額しまして、歳入歳出それぞれを60億2,972万4,000円にしようとするものでございます。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第17号、住民課長、説明願います。

[住民課長 熊川一記君 登壇]

○住民課長（熊川一記君） それでは、議案第17号につきまして、朗読し、ご説明いたします。

議案第17号 令和7年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）。

令和7年度草津町の国民健康保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ276万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,963万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」にて、歳入歳出、款ごとに補正額を申し上げます。

初めに、歳入では、3款国庫支出金88万円の増額。

7款繰入金188万7,000円の増額。

次のページ、歳出では、1款総務費126万7,000円の増額。

8款諸支出金150万円の増額。

以上、歳入歳出それぞれ276万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ7億2,963万3,000円にしようとするものです。

次ページ以降には、予算に関する説明書を付しております。

以上、慎重審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第18号、福祉課長、説明願います。

[福祉課長 越前谷 学君 登壇]

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第18号について朗読と説明を申し上げます。

議案第18号 令和7年度草津町介護保険特別会計補正予算（第1次）。

令和7年度草津町の介護保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ33万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億973万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。

第7款繰入金33万4,000円の増額です。

続いて、2ページ、歳出です。

第1款総務費21万2,000円の増額。

4款地域支援事業費12万2,000円の増額です。

歳入歳出それぞれ33万4,000円を増額し、補正後の予算総額を6億973万1,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第19号、住民課長、説明願います。

[住民課長 熊川一記君 登壇]

○住民課長（熊川一記君） それでは、議案第19号について朗読し、ご説明いたします。

議案第19号 令和7年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）。

令和7年度草津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,456万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」にて、歳入歳出、款ごとに補正額を申し上げます。

初めに、歳入では、4款繰入金220万円の増額。

続いて、歳出では、1款総務費220万円の増額。

以上、歳入歳出それぞれ220万円を増額し、歳出それぞれ1億5,456万5,000円にしようとするものです。

次ページ以降には、予算に関する説明書を付しております。

以上、慎重審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第20号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 議案第20号について説明を申し上げます。

議案第20号 町長の専決処分事項の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を別紙のとおり指定するため、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、議決文の案をつけさせていただいております。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページの提案理由にて説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第180条第1項に基づき、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易の事項において、議決によって特に指定したものは、普通地方公共団体の長が専決処分することができると規定されていることから、法律上、町の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額の決定などについて、町長の専決処分事項として指定したいため、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉課長、議案第21号から議案第28号まで順次説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第21号について朗読、説明申し上げます。

議案第21号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第4条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするもので  
あり、第13条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。

東京都港区赤坂2丁目5番1号9階、株式会社リブ・マックス、代表取締役、有山憲。

業種、ホテル。

源泉名、万代。

浴槽面積、14.74平方メートル。

給湯量、45リットル毎分。

施設名ですが、仮称でリブマックスリゾート草津温泉となっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付してございます  
ので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第22号について朗読、説明を申し上げます。

議案第22号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第4条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするもので  
あり、第13条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。

草津町大字草津159番地、志水良一。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、3.6平方メートル。

給湯量、11リットル毎分。

施設名ですが、宿集栄堂となっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付してございます  
ので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第23号について朗読、説明を申し上げます。

議案第23号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第4条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするもので  
あり、第13条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。

草津町大字草津386番地3、合同会社Kusatsu Resort、代表、丸橋雄大。

業種ですが、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、3.65平方メートル。

給湯量、11リットル毎分。

施設名ですが、仮称でふくろうとなっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付してございます  
ので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第24号について朗読、説明を申し上げます。

議案第24号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しよ  
うとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

新・旧、申請者の住所・氏名です。

新、長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東246番地、株式会社タカラクリエイト、代表取締役、  
上村康浩。

旧、東京都江東区東砂6丁目12番5号1階、株式会社アド・テック、代表取締役、近藤豊  
嗣。

業種ですが、保養所。

源泉名、万代。

浴槽面積、12.29平方メートル。

給湯量、27リットル毎分。

施設名ですが、タカラクリエイト草津保養所となっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付してございます  
ので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第25号について朗読、説明を申し上げます。

議案第25号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

新・旧、申請者の住所・氏名です。

新、草津町大字草津483番地1、有限会社カワダ、代表取締役、川田恵二。

旧、高崎市田町125番地、ぐんまみらい信用組合、理事長、八高武。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積が未定となっております。

給湯量、11リットル毎分。

備考ですが、施設名も未定となっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第26号について朗読、説明を申し上げます。

議案第26号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

新・旧、申請者の住所・氏名です。

新、草津町大字草津547番地13、株式会社草津温泉動物病院、代表取締役、喜久田治郎。

旧、草津町大字草津547番地、有限会社健育社、代表取締役、花島靖文。

業種ですが、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、5平方メートル。

給湯量、7リットル毎分。

施設名ですが、仮称で草津温泉動物病院。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第27号について朗読、説明を申し上げます。

議案第27号　温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

新・旧、申請者の住所・氏名です。

新、東京都港区赤坂3丁目16番地11号、東海赤坂ビル6階、株式会社ユーレックス、代表取締役、加賀谷伸。

旧、草津町大字草津604番地11、西川美砂子。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、5.97平方メートル。

給湯量、15リットル毎分。

施設名ですが、仮称でらんぶるとなっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第28号について朗読、説明を申し上げます。

議案第28号　温泉引用増量許可について。

草津町温泉使用条例第12条の規定により、次のとおり温泉引用者の増量を許可しようとするとするものであり、第13条第1項第4号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名、草津町大字草津606番地1、小林禮子。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、138.47平方メートル。うち、増加面積が6平方メートル。

給湯量ですが、219リットル毎分。増加湯量が9リットル毎分。

施設名ですが、草津ナウリゾートホテル。

浴槽増設のためとなります。

1枚おめくりいただきますと、参考資料、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第29号、愛町部長、説明願います。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） 議案第29号でございます。

草津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて。

次の者を草津町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、3名の方に就任していただいておりますが、うち1名の方が9月11日をもって任期満了を迎えることから、この後任の委員を選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意を求める方の氏名等につきましては、後ほど、町長より提案がございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第30号でございます。

草津町教育委員の任命につき同意を求めるについて。

次の者を草津町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

教育委員につきましては、4名の方に就任していただいておりますが、うち1名の方が9月30日をもって任期満了を迎えることから、その後任の委員を任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意を求める方の氏名等につきましては、後ほど、町長より提案がございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

引き続きまして、議案第31号でございます。

草津町教育委員の任命につき同意を求めるについて。

次の者を草津町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

4名の教育委員うち、1名の方が9月30日をもって任期の途中で退任されるため、残任期間の3年について補欠の委員を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意を求める方の氏名等につきましては、後ほど、町長より提案がございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終了いたします。

ここで13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時59分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ◎総括質問

○議長（宮崎謹一君） 決算議案に係る総括質問から始めます。

10番、黒岩卓議員、総括質問。

[10番 黒岩 卓君 登壇]

○10番（黒岩 卓君） 10番、黒岩卓です。

令和6年度決算総括質問をさせていただきます。

令和6年度当初予算では、観光入込数は350万人を超える見込みとしておりましたが、予想を超えて400万人超えとなりました。

これは、これまで継続してきた湯畠を中心とした景観整備、西の河原再整備、裏草津地蔵整備、立体交差及び温泉門事業並びに中央通りの整備、天狗山エリアの再整備等々のおかげであると感謝いたしております。

令和6年度におきましては、バスターミナルの再整備、第2期中央通りの整備事業、天狗山レストハウスの新築等に取り組んでいただきました。

また、学童保育運営全額公費負担、高校生就学補助、草津町生活商品券事業、草津町くらし応援商品券事業、ひとり暮らしの高齢者配食事業、妊婦から高齢者までの各種健診、町内

事業所の振興対策くさつ温泉感謝券事業等々の町民生活に直結する事業や教育、福祉にも多大な予算をつけていただき、安心して暮らすことができたと感謝しております。

今後におきましては、さらなる入込み増に対し、緩やかな発展に向かうよう政策を進めていくと聞いております。

そこで何点か総括質問をさせていただきます。

1番目、旧前口保育園敷地賃借料について。

50ページに旧前口保育園敷地賃借料22万4,300円が記載されています。この保育園の運用状況を教えてください。また、旧第一保育園、第二保育園跡地の利用状況とこれからこれららの施設の利用計画についてお聞かせください。

2番目、御座之湯の土地賃借料について。

118ページに記載されている御座之湯の土地賃借料424万345円について、その内容と積算根拠をお尋ねいたします。

3番目、駐車場公園施設管理事業について。

118ページから120ページに記載されている駐車場公園施設管理事業の費用735万6,996円の内容についてお尋ねいたします。

また、西の河原公園駐車場は有料ですが、天狗山駐車場、温泉門駐車場、旧群大病院跡地駐車場は無料です。この違いについて説明をしてください。

より安全で快適なサービスを提供するために、駐車場は受益者負担、公平平等の原則に基づいて有料にすべきであるという多くの町民の声も耳にします。この町民の声に耳を傾ける必要があると思いますが、当局の考えはいかがでしょうか。

4番目、クリーンセンター運営事業について。

96ページ記載のクリーンセンター運営事業1億4,709万8,892円については、現状設備の長寿命化稼働に努力されている関係者の皆様に感謝いたします。吾妻広域で進められているごみ処理施設の建設が遅延している中で、万が一、草津町で処理できなくなった場合の受入先確保等の対応をお聞かせください。

また、派遣社員、長期滞在の工事関係者のごみ処理費の負担についても一考する必要があると思いますが、町としての考え方をお聞かせください。

5番目、天狗山レストハウスの新築工事、草津町公共下水道工事の遅延について。

昨今の建設工事をめぐる状況は、人手不足、建築資材の遅れ等々により、工期の遅れが全国的に広がっています。予算の繰越し、補正等により、一日も早い完成を目指していただき

たいと思います。見通しはいかがでしょうか。

最後に、インフラ整備の見直しについて。

観光入込数の400万人超えを受けて、インフラ整備の見通しが急務とされております。町としてどのように考えているかお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 答弁、町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） それでは、黒岩卓議員の総括質問について、お答えいたします。

まず、大変評価をしていただき、ありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、順次答弁をさせていただきます。

1点目の質問は、旧前口保育園敷地賃借料に係る内容であります。お尋ねのとおり、令和6年度においては、旧前口保育園敷地にかかる賃借料として22万4,300円の決算額となっており、内訳といたしましては借地面積合計が1,941平方メートルで、土地所有者4名に対する賃借料となっております。

この敷地は、平成8年3月に前口保育園として開園した場所であり、平成20年3月の当時のあおぞら保育園（現在のベルツ認定こども園）に統合される前の12年間、前口地区の園児たちを大切に保育する場所としての役割を担っておりました。

統合後、建物の外観や骨組みがしっかりとしていることから、前口地域の備蓄倉庫として再利用しようと計画し、令和5年度に床や壁など内装工事を実施しております。そして、令和6年度からは、計画的に購入している災害備蓄用飲料水や備蓄食料を保管しております。今後も前口地区の安全確保対策として維持管理していく方針であります。

関連の第一、第二保育園の跡地の現状と今後の計画についての質問であります。第二保育園については、旧前口保育園と同様に飲料水などの備蓄の一部を保管しておりますが、建物自体が耐震性がないことから、基本的に観光課等のイベント時に使用する物品や資材の倉庫として活用しております。

また、旧第一保育園につきましては、閉園後は平成24年に建物は解体し、現在は普通財産として管理しております。用途といたしましては、近隣の建設工事などがあった場合の工事用車両の臨時駐車場などとして活用していることがあります。

旧保育所の跡地関係については、今後も当面は同様の形状で管理していくとしておりますけれども、いずれにいたしましても、保育所として敷地に根差してきた土地であるため、必

要に応じて地域住民の安全と利便性を確保していくことを念頭に置いております。

次に、2点目の質問は、御座之湯土地賃借料の内容と積算根拠についてであります。

この土地については、前町長の時代になりますが、旧富久住旅館があった土地を平成14年に町が温泉温水供給事業会計によって取得し、当時のバスターミナル株式会社に臨時駐車場として一時貸与していた経緯があります。

その後、駐車場を廃止して、平成25年に一般会計において御座之湯を建設したため、建物を所管する企画創造課の担当予算から、この土地の賃借料として温泉温水供給事業会計へ継続して支払われているものであります。

この土地賃借料の額については、当時のバスターミナル株式会社から町へ支払いがあった424万345円が現在も継承されております。この額の根拠につきましては、当該土地における平成20年度の課税標準の6%として、以降これを固定額となっております。

付け加えますけれども、本来ですと、千客万来事業部で全てやるものだったんですけども、これは私の知恵ですけれども、あえて一般会計でしました。

その理由というのは、国から補助金をもらうという決意の下で動きまして、私が国交省に出向き、担当部長にこれをぜひ補助対象としてほしいと言いましたら、「それは町長、無理なのは分かっているでしょう、有料でしょう。それに対して国が補助を出す制度はありません」と言われたんですが、部長、これは、我々は100年先の日本を代表する文化財をつくっているんだと。そして、お金をもらうけれども、それは維持費をもらうだけであるというふうに言いましたら、結局、部長も文化財をつくるということですかということで、草津町に出向いていただきました。そして、現場を見て、いいでしょうということで、4億円の総工費の中で1億円を国が出てくれました。

また、国の制度というものは面白いという言い方をすると、怒られるか知らないでけれども、国家としてその事業を認めて1億円補助金を出すと、残り3億円をあえて起債にしました。そうすると、元利償還金の半分を国が持っていると。そういう意味からすると、4億円を1億5,000万円でつくったという理論になるわけであります。

そして、これを千客万来事業会計でやるとその対象にならない。だから、あえて一般会計で置いて、狙いは交付税をもらう仕組みを考えたということで、今、申し上げました温泉会計と一般会計の間の賃料ということで支払っているものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、駐車場公園施設管理事業について。

3点目の質問は、駐車場公園施設管理事業における費用の内容についてであります。

事業費の内訳ですが、駐車場公園管理事業としての総額として735万6,996円のうち、温泉門駐車場トイレ及び天狗山ビジタートイレにおける光熱水費で約242万円、天狗山ビジタートイレの清掃と污水ポンプの保守点検として約90万円のほか、温泉門広場と温泉門駐車場における観光公社への指定管理料が314万円となっております。

次に、町が設置する各駐車場における料金の徴収の有無と受益者負担の公平性についての質問でありますが、天狗山駐車場及び温泉門駐車場並びに湯川駐車場に関しては、車を外周に停め、歩いて町の中心部へ散策していくことを目的としていること、ですから、一部の事業所における月ぎめの料金の徴収を除いて、現在は料金は頂いておりません。

このことは、まちづくりを進めていく上での私の政策理念に基づいているものであり、草津町だからこそできるものだと思っております。

その上で、西の河原駐車場については、ご承知のとおり、民間事業者の土地であったことから、土地使用料を払って運営し、その補填分として利用者から料金を頂いた経緯などがあります。

この場所は中心街に近く、利便性の高い駐車場となっており、月ぎめでも利用する事業所や地域住民の方も数多く利用し、管理も行き届いた駐車場になっていることから、令和4年度にこの町がここの駐車敷地を購入いたしました。管理については、今、観光公社に委託しております。

どういう意味かといいますと、碎いていいますと、西の河原公園駐車場はもともと有料で来たと。ですから、それを今さら無料ですることはおかしなものであるし、私の考えでは、来年度は多くの金、正式に積算しておりませんけれども、あれを全て舗装化して、きちんとした線を引いた駐車場にすべきだと思っています。お金を取りっているのに、なぜ汚らしい駐車場なんだと言われますから。これはお金を取れるようなきちんとした舗装をやり直す、お金がすごいかかりますけれども、やり直したいと思っております。

それと、温泉門駐車場がなぜ無料か、疑問に思う人もいると思います。

山本一太知事が開所式に来て、すばらしい駐車場だと。そして、町長、すばらしいのが無料ということだと褒めてくれました。

それはともかく、なぜ無料にしたか、これは私の思いで、以前は旧東急ホテルの周りのところに草軽電車の草津駅がありました。そこに駅があったことによって、お客様が中央通りを歩いたんですけども、目的をなくした通りというものは人が通らなくなってしまう。

そして、そこの中で考えついたのが、その目的としての、今度は温泉門という観光資源をつくりました。それを目的に人は歩くだろう、そこに駐車場を造れば人は歩くはずだということで、現にこの通りは大変にぎやかになってきました。何人にも、ここをきれいにしていただきありがとうございましたと言われます。

そして、それをまず有料にするということが、ちょっとハードルが高いかなと。そうすると、なかなかこの通りのにぎわいが難しくなるという意味で、駐車場を無料化したということです。

将来どうするかといったときは、全体の像を考えるならば、有料化のほうが正しいのかもしれません、今はこのエリアの活性化を狙うという政策上の判断で、今現在は無料化しているものであります。そのようにご理解をいただきたいと思います。いずれ場をつけて有料化になるときが来るかもしれませんけれども、まだまだ考えた中で、もう少し無料化で様子を見ていきたいと思っております。

次に、町としましては、入込みに対する駐車場のキャパシティの問題を解決するため、年次計画による湯川駐車場の拡張を検討しております。これをタイミングを見極めて駐車場を整備したいと思います。

今度のお盆のときも公社のほうで調べましたら、日帰りだと思うんですけども、おおむね1日40台、あの駐車場に止めていたということで、狙いどおり駐車場としての利用が可能になってくるというふうに思っております。

皆さんお申し上げましたように、274台、あれを全部整備すると、駐車場を。プラス7台の大型バスが止められる駐車場が、全部整備すればできます。それを1期、2期、3期という分け方をしますけれども、1期は来年はやりたいと。

そして、私が言いましたように、湯川を世に出したいと。大変サイエンスといいますか、アカデミックといいますか、そういうような観光というものが今、求められております。だから、常に草津温泉というのは、先端の観光の理念というものを持っていると思います。そういう進める意味で、来年度は、第1期工事は必ずやるべきだと思っている次第であります。

そして、それを有料にすることはないと思いますから、やっぱり1億円から2億円の間の金が全部やればかかる。だから入り込みを見ながら、その1期、2期を進めるべきだと判断しているものでございます。

そして、なぜそういうふうにしていくかというと、やはり入り込みに対してどうやって駐車場を整備するかと。やはりお客様のクレームは、お金を払ってもいいから駐車場をもっと

増やしてくれという意見が圧倒して多いそうです。

なので、目をつけたのが湯川駐車場ということと、もう一つ、町のバランスを考えたときに、昭和区馬場方面だけが町として手をつけていなかったと。そこにもう一つバランスを取って手をつけて、熱帯圏とも話をしていないすけれども、熱帯圏が望むなら湯川の横を歩いて、そして熱帯圏につながる階段を整備してやれば、熱帯圏も一つの大きな観光エリアでありますから、バランスの取れたエリアになってくると、このように思って皆さんに提案しているところであります。

それと、キャバの問題なんすけれども、これは400万人に到達しました。そして、私が次に500万人と言ったら何が起きるかといいますと、今、大変行政が苦慮しているのが草津にホテルを造りたいという情報が結構来ています。そうすると、500万人というと、町はウェルカムだと思って来るんですよ。そうすると、一番、私がなぜ中途半端な言い方をするかというと、既存のホテル、旅館の過当競争につながってはならない、そこを心配しているんですよ、一番。

その次に、インフラということありますけれども、駐車場をある程度整備していくには、インフラは何とかなる。水のほうも、冬場のほうも、長坂沢が取り込んだことによって、自信を持って供給できるというふうになってまいりましたからいいんですけども、私が一番心配しているのは、既存のホテルの経営を圧迫するようなことを行政の長が高々に言って、いらっしゃい、いらっしゃいと言うのはどうかなという、そういう意味で、穏やかな成長を狙っていくという表現に変えています。

いずれ増えます。もしかしたら500万人行くかもしれませんけれども、ただ、町長としてそういうメッセージは今は送らず、穏やかな成長をさせていきたいと、このように思っている次第でございます。

次に、クリーンセンターの運営事業についてお答えします。

現在、12年度の稼働を目指して、吾妻環境施設組合による新たなごみ施設の建設が進められておりますが、ごみ処理施設移行までの間に、当町でごみ処理ができなくなったときの対応については、これまでに締結した4件の協定に基づき、ごみ処理の継続性が担保されております。

各協定と締結の相手及び内容ですが、1件目は一般廃棄物処理相互支援協定で、郡内3か所のごみ処理施設、吾妻東部衛生施設組合、西吾妻環境衛生施設組合、草津町で締結し、可燃ごみの焼却支援に関する内容となっております。

2件目は、災害等対応のための共助基本協定で、民間の業者、株式会社ウィズウェイストジャパンと締結し、災害廃棄物の収集、積込み、運搬に関する内容となっております。

3件目は、災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定で、民間の業者、リバー株式会社と締結し、災害廃棄物のうち、小型家電等の処理に関する内容となっております。

4件目は、利根沼田地域と吾妻地域の一般廃棄物処理の相互支援に関する包括協定であり、利根と吾妻の地域間で締結し、一般廃棄物において、不測の事態が生じたときに支援する内容となっております。万が一のときは、トラブル時においても問題はないという判断にしております。

参考までに当町は、令和4年11月、機器故障により焼却作業が行えず、故障対応に長い期間を要するため、郡内3施設で締結した協定及び民間業者ウィズウェイストジャパンと締結した協定に基づき、焼却施設トラブルを回避する対応を行ってまいりました。

今後も機器故障等により焼却作業が滞ることも想定されるため、可燃ごみの搬出経路の確保については、引き続き協力していく所存であります。

次に、派遣社員等のごみ処理費用負担についての質問ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、その地域内における一般廃棄物を、市町村は住民の生活環境保全に支障が生じないよう適性に処理することが求められております。

一般廃棄物の処理は、地方公共団体の責務となっております。現に、建設が進められています宿舎施設等の工事に伴う廃棄物処理については、建設業者らと事前に打合せを行い、法律に基づいた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物を適正に処理をするよう指導済みであります。

また、派遣社員や工事関係者等の個人のごみ捨てに関しては、特に費用負担を求めていませんけれども、指定管理のごみ袋を使用していただくなど、事業者に協力を依頼することは可能かと思われます。

引き続き、業者、一般家庭を問わず、持続可能な社会環境を継続するため、施策に力を入れていく所存でございます。

次に、5点目の質問は、天狗山レストハウス新築及び下水道処理構築事業それぞれの遅延についてであります。

まず、遅延理由を申し上げますと、共通する大きな要因は、昨今の建設業を取り巻く問題が上げられます。

具体的には、円高の影響による建設資材の高騰、社会情勢の悪化による燃料価格の上昇や

物流の遅れによる納期の長期化、インフラの更新による建設需要の増加、労働者の高齢化と若年層の減少による人手不足、働き方改革による労働時間の規制や労働単価の上昇などにより、全国的に公共工事の進捗が遅延となっております。

さらに、厳しい発注条件や競争入札の激化などの要因により、入札不調という事態が増加しております。お尋ねの2施設の工事遅延においても、これらの背景が原因と考えられます。

個別に申し上げますと、天狗山レストハウス建て替え工事においては、入札者の辞退による入札不調が発端となっております。そして、請負契約の締結までに時間が要して、建設物の法制度の改正により、建築確認申請の際に、新たに適合判定を受ける項目が増えたことなどにより、確認申請済証などの交付に関して、長い期間を要する結果となりました。

さらに、工事着手後においても、資材不足などの影響により、工事資材の確保が大変困難な状況となり、全体工程の進捗状況が遅延を生じていることになっております。

これらのことから、天狗山レストハウスの建て替えについては、当初、令和7年12月の竣工を目指しておりましたが、工事遅延により、令和7年度内の竣工を目指して作業を進めています。

現在、施工している躯体の屋根工事が完了すれば、それ以降は、進捗率が飛躍的に上がる工程となっておりますが、今年度においても冬の工事となってしまう予定で、現場の総力を上げて取り組む所存であります。

次に、下水処理場構築の工事部門において、入札の応札者が一人もいない入札不調や、入札額が予定価格の範囲内に収まらない入札不落が相次ぎ、工事遅延の原因となっております。

これに加えて、近年では交付金の内示額が減少傾向にあり、その財源調整のため、年間の予定工事を意図とせず繰り越さなければならぬ事態が生じております。工事遅延を助長する原因にもなっております。

下水道場再構築事業は、主要な工事を3期に分けて進めておりますが、第1期工事の管理汚泥棟の建設は令和4年12月に完成し、既に供用開始となっております。

現在、第2期として、沈砂池ポンプ及び水処理1基の整備を進めていますが、数回に及ぶ入札不調や材料調達に時間を要するなど、現時点でかなりの遅延が生じており、この遅れを少しでも挽回するため、資金計画や事業スケジュールを見直し、残る水処理施設を2基整備する第3期工事に早期につながるよう、最大限努力をしていく所存であります。

次に、インフラ整備の見直しについてでありますけれども、入り込み客数が400万人を超えた当町のインフラの整備については、私が就任して以来、取り組んできた次世代に誇

れる魅力あるまちづくり施策と、議員の皆様をはじめ、町民の皆様、各業界の皆様のご協力のおかげで、令和6年度には400万人を超える入り込み客数を達成することができました。

その一方で、町外からの資本流入による宿泊施設や商業施設などの新・改築が増加しており、草津町のキャパオーバーが懸念事項となっていました。

この問題に関しては、昨年9月に開催された議会全員協議会において、私からインフラ整備の見直しよりも、ある意味では増加する施設を抑制するため、制限を設ける意向であることを提起させていただきました。今も申し上げたとおりであります。これらの問題を引き続き検討していきたいと思います。

なお、インフラ整備に関しては、令和7年度の施策方針の中でも申し上げましたが、最も課題として留意している点としては、あらゆる公共施設の老朽化が進んでいるということで、今後のインフラ施設の更新整備については、潜在的な将来負担となることが予想されます。

ゆえに、強い財政基盤を構築してきたわけではありますけれども、今年度からは町道に焦点を当てた施策を進めており、それに基づいた年次的な町道の路盤改良や、町道に敷設された水道管等の各種配管の更新工事について、今後も定量的に計画を進めてまいりたいと思っております。

繰り返しになりますが、天狗山レストハウス、事務方は何としても12月と言ったんすけれども、無理だから無理をしないでいこうと。

例えば、12月25日にレストハウスができて、営業を直ちにそこでやるといつても1週間や10日かかるし、ランニングのいろんなやりくりもしなきゃならない。そうすると、無理な観光公社の営業スタイルになるということで、もう腹をくくって、来年の春から、新年度からレストハウスを供用したいということで、焦ることなく、いいものに仕上げていくという判断に変わりました。

下水道については、本当に幾らかかるのかも分からぬ。それで一番きついのは、今までも皆さんに申し上げましたように、かかった金の75%は国が出してくれるだらうと予想していたんですが、国がいろんな政策の中でお金を使うことによって補助率が下がってきました。

これは本当に危惧しているんですけども、でも途中でやめるわけにはいかない、仕上げなきゃならないですけれども、あと何年もかかると思いますけれども、行政の長として、そういうものをしてきた以上は、それは次の人に引き継いでもらっていく中で、していかなきゃいけないことだと思っております。

いずれにいたしましても、本当に老朽化が全て進んでおります。スキー場も今、整備をし

ているパルスゴンドラは絶好調で非常にいい成績を残しておりますけれども、残された天狗山のクワッドリフト、殺生クワッド、それから青葉山に3本のリフト、非常に老朽化が進んでおります。

じゃ、それをどうするんだといったとき、今、物すごくお金がかかります。そういう仕事をこれからも草津町はしていかないといふことを皆さんにご理解していただき、どうしていいか、金さえあればできるでしょうけれども、ただ、金があっても今、工事を請けてくれないような事態になってきておりますので、本当に金の問題、それから仕事のスケジュールの問題で、いろんな問題が山積しているといふうにご理解をいただきたくお願いします。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長答弁が終わりました。

黒岩議員、いかがですか。よろしいですか。

以上で、決算に係る総括質問は終了いたしました。

---

#### ◎議案第29号～議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第29号から議案第31号までは人事案件であります。

議案の付託に先立ち、本日審議したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第31号までについては、本日審議することに決定いたしました。

初めに、議案第29号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて、町長から指名について提案を願います。

町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） それでは、選任しようとする者、住所、草津町大字草津886番地の8、氏名、藤田裕次さんであります。新任であります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を願います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第29号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて、ただいま町長から提案がありました藤田裕次氏に同意することに賛成の方は举手を願います。

[举手全員]

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり藤田裕次氏に同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第30号 草津町教育委員の任命につき同意を求めるについて、町長から氏名について提案を願います。

町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） それでは、議案第30号、任命しようとする者、草津町大字草津433番地の1、氏名、黒岩智絵子さん、再任ということでどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を願います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略し採決したいが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第30号 草津町教育委員の任命につき同意を求めるについては、ただいま町長から提案がありました黒岩智絵子氏に同意することに賛成の方は举手を願います。

[举手全員]

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり黒岩智絵子氏に同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第31号 草津町教育委員の任命につき同意を求めるについて、町長から

氏名について提案を願います。

町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） それでは、議案第31号、教育委員の任命であります。任命しようとする者、草津町大字草津454番地の36、氏名、本多将さん、新任であります。本多みやげ店のご主人です。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を願います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第31号 草津町教育委員の任命につき同意を求める事については、ただいま町長から提案がありました本多将氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり本多将氏に同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第9号～議案第28号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、お諮りします。議案第9号から議案第28号までについて、お手元に配付の別紙付託案のとおり担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定をいたしました。

---

#### ◎報告第2号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第2号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について報告願います。

総務課長。

[総務課長 石坂恒久君 登壇]

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第2号について説明をさせていただきます。

報告第2号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について。

草津町が出資している次の第三セクター等の会社に関する決算について報告する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

記といたしまして、株式会社草津観光公社、社会福祉法人草津町社会福祉協議会、株式会社白根草津パークランド、社会福祉法人にしあがつま福祉会、株式会社ザスパ、以上の5社より決算書が提出されておりますので、配付をもって報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） お手元にそれぞれの決算書が配付されております。内容をご覧の上、質問、要望等がありましたら、直接担当の課長までお願いをいたします。

---

#### ◎報告第3号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第3号 温泉引用者名義移転について報告を願います。

温泉課長。

[温泉課長 関 亘君 登壇]

○温泉課長（関 亘君） 報告第3号について朗読、説明を申し上げます。

報告第3号 温泉引用者名義移転について。

草津町温泉使用条例附則第7項の規定により、次のとおり温泉引用者の名義を移転したので、第10条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

新・旧申請者の住所・氏名です。

新、吾妻郡長野原町大字長野原30番地1、櫻井芳樹。

旧、草津町大字草津465番地4、株式会社草津白根観光ホテル櫻井、代表取締役、櫻井芳樹。

業種、旅館。

源泉名、西の河原。

浴槽面積、159.78平方メートル。

給湯量、266リットル毎分。

施設名ですが、草津白根観光ホテル櫻井となります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

---

### ◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。8月21日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

最終日の本会議までの間、各担当委員会においての審議並びに決算書の検討について、よろしくお願ひいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時39分

令和 7 年 9 月 5 日（金曜日）

（第 2 号）

# 令和7年第5回草津町議会定例会

## 議事日程(第2号)

令和7年9月5日(金曜日)午前10時開議

- 第1 開議
- 第2 議事日程の報告
- 第3 付託議案にかかる委員長報告
  - 総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
  - 温泉温水対策特別委員長
- 第4 議案第1号 質疑・討論・採決
- 第5 議案第2号から議案第4号 質疑・討論・採決
- 第6 議案第5号及び議案第6号 質疑・討論・採決
- 第7 議案第7号及び議案第8号 質疑・討論・採決
- 第8 議案第9号 質疑・討論・採決
- 第9 議案第10号から議案第12号 質疑・討論・採決
- 第10 議案第13号から議案第15号 質疑・討論・採決
- 第11 議案第16号 質疑・討論・採決
- 第12 議案第17号から議案第19号 質疑・討論・採決
- 第13 議案第20号 質疑・討論・採決
- 第14 議案第21号から議案第23号 質疑・討論・採決
- 第15 議案第24号から議案第27号 質疑・討論・採決
- 第16 議案第28号 質疑・討論・採決
- 第17 議員派遣の件
- 第18 付託議案外にかかる委員長報告
  - 総務観光常任委員長・民教土木常任委員長・議会運営委員長
  - 温泉温水対策特別委員長
- 第19 一般質問
- 第20 閉議
- 第21 閉会

---

## 会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（11名）

1番	直 井 新 吾 君	2番	安 齋 努 君
3番	有 坂 太 宏 君	4番	市 川 祥 史 君
5番	安 井 尚 弘 君	6番	小 林 純 一 君
7番	金 丸 勝 利 君	8番	上 坂 国 由 君
9番	湯 本 晃 久 君	10番	黒 岩 卓 君
11番	宮 崎 謹 一 君		

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君	副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君	愛 町 部 長	川 島 和 武 君
企画創造課長	田 中 浩 君	総 務 課 長	石 坂 恒 久 君
税 務 課 長	堀 田 高 史 君	住 民 課 長	熊 川 一 記 君
健康推進課長	萩 原 健 司 君	観 光 課 長	宮 崎 健 司 君
土 木 課 長	佐 藤 俊 之 君	福 祉 課 長	越 前 谷 学 君
会 計 管 理 者	一 場 礼 子 君	生 活 環 境 課 長	宮 崎 雄 一 君
こどもみらい 課 長	高 井 洋 一 君	上 下 水 道 課 長	岡 田 薫 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	白 鳥 正 和 君	温 泉 課 長	関 亘 君
総 務 課 主 査	今 平 一 真 君	ベルツこども園 長	橋 爪 保 君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長 和 田 修 議会書記 新 田 美 幸

開議 午前 9時59分

---

### ◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、これより直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### ◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告をお願いします。

初めに、総務観光常任委員長、委員長報告をお願いします。

[総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇]

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

それでは、総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

開催日、令和7年9月2日。第1委員会室。出席委員、全員。欠席委員なし。

令和7年度第5回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案について、慎重審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第9号 草津町企業版ふるさと納税基金条例の制定について。

本議案については、地域再生法に基づき、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てることを目的として、当該事業に関連する法人からの寄附金を積み立てる草津町企業版ふるさと納税基金を設置するために制定するものであります。

委員からは、通常のふるさと納税との制度の違いや、ふるさと納税版クラウドファンディングとの差異について質問があり、当局から、企業版ふるさと納税の寄附者の現況を交え、詳細な説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第10号 草津町議會議員及び草津町長の選挙における選挙運動の公費負担に

に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、昨今の物価の変動等に鑑み、国によって公職選挙法施行令による選挙公営限度額の一部改正があったことに伴い、町条例における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に関する限度額について、それぞれの単価を引き上げるため、一部改正をするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続いて、議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、国によって仕事と生活の両立支援の拡充に係る人事院規則の改正が行われ、職員が安心して仕事と育児を両立できる職場環境を整備することを目的として、育児休業制度の拡充や短時間勤務制度の見直しを促進するため、国に準じて町条例の一部改正を行おうとするものであります。

委員からは、関連する制度の内容が難しいため、分かりやすい説明資料などについて工夫を凝らしてほしいなどの要望があり、当局からは、係を中心に取り組んでいきたい旨の回答がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続いて、議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、地方公務員の育児休業に関する条例の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されることに伴い、育児を行う職員の職業生活、家庭生活の両立をより柔軟に行えるようにするため、部分休業制度の拡充や対象年齢の引上げなどについて、町条例の一部改正を行おうとするものであります。

委員からは、育児休業の取得状況についての質問などがあり、当局から具体的な説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第13号 草津町税条例の一部を改正する条例について。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律により、公示送達の方法、特定親族特別控除の新設、加熱式たばこの課税方式について改正があったことから、草津町税条例についても法改正に沿う内容に改正するものであります。

委員からは、特定親族の詳細な内容や、たばこ税の増加見込みなどについての質問などがあり、当局より具体的な説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第16号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第5次）（担当項目）。

一般会計補正予算（第5次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において、2億7,260万6,000円を増額するものであります。

歳入では、11款地方交付税のうち、今年度の普通交付税の確定があったことによる2億7,177万2,000円の増額。

16款県支出金において、地方就職支援金事業費県補助金として24万7,000円の増額。16款県支出金において、国勢調査交付金として70万円の増額。

18款寄附金において、一般寄附金として9万9,000円を増額しようとするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目として、2億4,588万9,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、1款議会費、1項議会費では、議長等の旅費等の費用として2万7,000円の増額。

2款総務費、1項総務管理費では、技術系専門職を民間から庁舎内に配置するインフラマネジメント支援業務委託費として1,000万円の増額、2目文書広報費では、旅費条例改正業務委託費として130万円の増額、4目財産管理費では、公共施設整備基金への積立金で5,000万円の増額、5目企画費では、企業版ふるさと納税支援サービス手数料として60万5,000円の増額、移住定住促進事業における消耗品、備品購入費等で49万5,000円の増額、また、地方就労支援金における移転費補助として33万円の増額、8目交通対策費では、カーブミラーの修繕費として45万円の増額、12目財政調整基金費では、基金への積立金として1億7,010万円の増額。

2款総務費、2項徴税費では、歳出還付償還金として170万円の増額、5項統計調査費では、国勢調査事業の追加費用として70万円の増額。

7款商工費、2項観光費では、新設した西の河原公園トイレの維持費として34万7,000円の増額。

8款土木費、4項都市計画費では、社会资本整備総合交付金事業における温泉門駐車場における追加の木塀の設置費として301万4,000円の増額などであります。

委員からは、設計等の専門技術を持った民間企業との契約で行うインフラマネジメント支援業務について、取組の成果を期待している旨の意見があつたほか、移住定住促進事業に関し、その方法や内容などについて活発な質問と意見がなされ、当局からはそれぞれ詳細な説

明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第20号 町長の専決処分事項の指定について。

本議案は、地方自治法第180条第1項に基づく町長が専決処分できる事項を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

当局からは、総合賠償保険制度や公有自動車損額共済の手続を要する事項が生じた場合の損額賠償額の確定などについて、100万円以内の軽易な事項については、町長の専決事項として処理を進めたい旨の説明がありました。

委員からは、これまでの対象ケースなどについての質問があり、当局から説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） それでは、次の常任委員長の報告の前に、ちょっと申し忘れたんですが、議場が閉め切ってあるので暑くなると思いますので、暑くなつた場合にはジャケットの着用は不要といたしますので、議員の皆さん、職員の皆さんもよろしくお願ひいたします。

それでは、続いて、民教土木常任委員長、委員長報告をお願いします。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） おはようございます。

続きまして、民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

令和7年第5回草津町定例議会におきまして、当委員会に付託されました議案について、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第14号 草津町手数料条例の一部を改正する条例について。

本議案は、現在草津町で運用しているマイナンバーカードを用いたコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書及び所得・課税証明書の交付を住民の方々の利便性の向上、マイナンバーカードの利活用促進及び窓口業務の効率化を図ることを目的として、現行の手数料1件当たり300円から200円に減額しようとするものであります。

委員からは、当町におけるマイナンバーカードの普及率についての質問があり、当局から、7割程度である旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第15号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案については、国が推奨する自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システムPMHの実施に伴い、福祉医療助成事業に係る資格確認において、マイナンバーカードを用いた方法を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、先行実施している自治体における不具合等についての質問があり、当局より説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第16号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第5次）（担当項目）であります。

令和7年度草津町一般会計補正予算（第5次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において532万円の増額をしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、15款国庫支出金では、予防接種健康被害給付費国庫負担金として23万2,000円の増額、地域生活支援事業費等国庫補助金として33万円の増額、地域診療情報連携推進費補助金として36万8,000円の増額、子ども・子育て支援事業費補助金として220万円の増額、児童手当制度改正実施円滑化事業分として33万円の増額、妊婦のための支援給付事業費補助金として51万3,000円の増額。

21款諸収入では、児童手当国庫負担金過年度精算金として98万4,000円の増額、児童手当県負担金過年度精算金として16万9,000円の増額をするものであります。

次に、歳出における当委員会の担当項目として、3,203万7,000円の増額をしようとするものであります。

歳出の担当項目における各款補正予算の主な内容といたしましては、3款民生費では、福祉医療費において、福祉医療システム管理事業として56万2,000円の増額、障害者自立支援事業費において、障害福祉システム管理事業として32万4,000円の増額、老人福祉費において、介護保険特別会計繰出金として33万4,000円の増額、後期高齢者医療費において、後期高齢者医療特別会計として220万円の増額。

4款衛生費では、保健センター費において、自動火災報知器修繕料として231万円の増額、消防設備工事として207万円の増額、清掃総務費において、小規模の修理対応や物品購入として164万円の増額、急破修理に伴う新規工事分として242万円の増額。

8款土木費では、道路橋梁維持費において、町道管理修繕料として150万円の増額、道路

除雪車両修繕料として520万円の減額、道路除雪車両リース代として130万円の増額、賃貸住宅管理費において、前原ハイツ修繕料として600万円の増額。

10款教育費では、教育総務費において、教育振興基金として2,002万3,000円の増額となつております。

委員からは、保健センターの維持補修費などについて質問があり、当局から詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第17号 令和7年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）であります。

本議案は、本特別会計の補正予算については、歳入歳出それぞれ276万7,000円の増額をし、予算の総額を7億2,963万3,000円とするものであります。

主な内容といたしまして、まず歳入においては、3款国庫支出金、子ども・子育て支援事業費補助金として88万円の増額。

7款繰入金、国民健康保険財政調整基金繰入金として188万7,000円の増額。

続いて、歳出において、1款総務費委託料では、標準化対応帳票作成及び子ども・子育て支援金に係るシステム改修費として126万7,000円の増額。

8款諸支出金保険税還付金として150万円の増額。

以上につき、それぞれ補正をしようとするものでございます。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第18号 令和7年度草津町介護保険特別会計補正予算（第1次）。

本特別会計の補正予算については、歳入歳出ともに33万4,000円を増額し、予算の総額を6億973万1,000円とするものであります。

歳入においては、歳出補正予算に伴う財源として、繰入金で33万4,000円の増額となつております。

歳出においては、総務費で21万2,000円の増額、地域支援事業費で12万2,000円の増額となつております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

そして、議案第19号 令和7年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）でございます。

本特別会計の補正予算については、歳入歳出それぞれ220万円を増額し、予算の総額を1

億5,456万5,000円とするものであります。

内容といたしましては、歳入においては、4款繰入金、事務費繰入金として220万円の増額。

続いて、歳出においては、1款総務費、委託料で子ども・子育て支援金に係るシステム改修費として220万円の増額。

以上、それぞれを補正するものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） おはようございます。

それでは、温泉温水対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

開催日時は、令和7年9月4日午前10時から。開催場所、草津町役場第1委員会室にて、温泉温水の委員6名と傍聴議員5名にて、令和7年第5回草津町議会定例会において、当委員会に付託されました議案につきまして審議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

議案第21号 温泉引用許可について。

本議案は、株式会社リブ・マックス、代表取締役、有山憲氏より新たにホテル営業を予定している（仮称）リブマックスリゾート草津温泉の浴槽に、万代源泉毎分45リットルを新規に引湯したい旨の温泉引用許可申請がなされたものであります。

委員からは、宿泊人数に対する浴場の基準や許可湯量の係数の内容について、また、給湯する配管などについての質問があり、当局より、許可湯量についての内容や配管について説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第22号 温泉引用許可について。

本議案は、志水良一氏より、旅館営業を行っている宿集栄堂の浴槽に湯畠源泉毎分11リットルを新規に引湯したい旨の温泉引用許可申請がなされたものであります。

委員からは、場所などの確認について質問があり、当局より説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたし

ましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第23号 温泉引用許可について。

本議案は、旅の宿よいとこを所有していた有限会社三栄産業、代表取締役、坂東和幸氏から、合同会社K u s a t s u R e s o r t、代表取締役、丸橋雄大氏への移転に伴うもので、旧所有者が給湯を開始した日から起算して連続5年以上経過していないことから、第4条の規定による新規での温泉引用許可を受けようとするもので、当該施設に引用許可がされている万代源泉毎分11リットルに対しての温泉引用許可申請がなされたものであります。

委員からは、会社形態についての質問があり、当局より説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第24号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、T E C草津山荘を所有していた株式会社アド・テック、代表取締役、近藤豊嗣氏から株式会社タカラクリエイト、代表取締役、上村康浩氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉毎分27リットルに対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

委員からは、許可湯量と浴槽面積について質問があり、当局より説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第25号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、ぐんまみらい信用組合、理事長、八高武氏から有限会社カワダ、代表取締役、川田恵二氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉毎分11リットルに対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

委員からは、湯量などについて質問がなされました。当局より、今後の計画がまだ示されていないことなどの説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第26号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、ホテルT a k a を所有していた有限会社健育社、代表取締役、花島靖文氏から株式会社草津温泉動物病院、代表取締役、喜久田治郎氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉毎分7リットルに対して、温泉引用者移転許可申請がなされた

ものであります。

委員からは、定款や入湯税などについて質問があり、当局より説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することいたしました。

議案第27号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、ペンションらんぶるを所有していた西川美砂子氏から株式会社ユーレックス、代表取締役、加賀谷伸氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉毎分15リットルに対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することいたしました。

議案第28号 温泉引用増量許可について。

本議案は、小林禮子氏、草津ナウリゾートホテルの当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉毎分210リットルに対して、毎分9リットルの増量申請がなされたものであります。また、不足分については高度利用を予定しているとのことです。

委員からは、増設する浴槽場所の確認などの質問があり、当局より説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することいたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 委員長報告が終わりました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第1号 令和6年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂でございます。

決算なのでご質問というよりも、ちょっとお伺いしたいところで、決算書17ページ、18ページ、14款使用料及び手数料についてお伺いいたします。

土木使用料になります。不納欠損額のところで少しお伺いしたいんですが、土木課長、お願いします。

滞納期間と滞納者の件数、それと不納欠損理由をもう一度だけ教えていただければと思います。お願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 土木課長。

[土木課長 佐藤俊之君 登壇]

○土木課長（佐藤俊之君） それでは、上坂議員のご質問に対して、ご説明させていただきます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、3目土木使用料、3節住宅使用料の欠損額についてご説明させていただきます。

滞納の期間につきましては。町営中島住宅と前原ハイツ、この2件につきまして滞納がございます。中島住宅につきましては、平成30年から令和5年の6年間の滞納分、前原ハイツにつきましては、平成22年から平成26年の5年間の滞納分となっております。件数につきましては、中島住宅、前原ハイツの2件分の滞納額となっております。

不納欠損の理由といたしまして、中島住宅の滞納につきまして、お住まいの方が亡くなられておりまして、その方には配偶者、お子さん等おりません。相続人も不在です。連帯保証人の方についても亡くなられております。前原ハイツの滞納につきましても、お住まいの方は平成26年に退去の後、亡くなられており、相続人につきましても相続人が相続放棄されており、相続人が不在です。連帯保証人につきましてもお亡くなりになられておりますので、中島住宅、前原ハイツとともに徴収が不可能な状態となっていることから、今回不納欠損手続を行ったものでございます。

説明は以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本です。

それでは、私から5件質問をさせていただきます。

まず、歳入です。

28ページ、商工費県補助金の中の観光費補助金、自然環境整備補助金ですけれども、予算に対して150万円ほど調定額、収入済額が少なくなっているようでございます。こちらについて、その理由をお願いいたします。

続きまして、歳出に移ります。

まず、78ページ、前ページからのことで、ベルツこども園費において88万円、予備費からの支出がされているようです。内容としては、この78ページの中にある備品購入費がそれに当たると思われますけれども、その内容をお願いいたします。

続きまして、82ページ、町内巡回バス事業の中のバスロケーションシステム、予算が20万円に対して19万8,000円の執行ということで、執行されたようなんですねけれども、こちらの現在の運用状況について、このシステムの状況についてお尋ねをいたします。

続きまして、106ページ、商工費の中の公園費です。工事請負費、工作物工事19万2,500円決算で、工事請負費の中で204万6,500円の不用額が出ております。予算のときのご説明では、頌徳公園などの危険な遊具の撤去ということでございましたが、大分不用額が出ているようございます。これについて、どのような状況であったかお願いいたします。

5件目、148ページ、教育費の中、給食センター費の備品購入費、やはりこれも予備費の計上を含めて64万9,000円が出ていますけれども、こちらについて、内容の説明をお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） では、1番目の質問について、企画創造課長。

[企画創造課長 田中 浩君 登壇]

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、湯本議員の質問にお答えします。

決算書の27ページ、28ページにあります自然環境整備交付金847万円の当初予算との差異の件に関してですが、この交付金なんですが、申請時では、当初国費2分の1充当ということで、3,778万円の事業費に対しまして1,538万9,000円の申請を行っておりました。そこから交付決定いただいてから、予算に掲載されています1,091万円が交付決定の額となっております。そのうち、今回の収入済額847万円なんですが、本体工事繰越しをして、令和6年度と7年度まで工事が進捗状況からかかってしまいました。それで、847万円ですが、そのうちの6年度分の支出済額、主に前払金になるんですが、1,694万円の2分の1、847万円が決算額となりまして、差額、残り244万円は7年度の収入ということで繰越しとなっております。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 2番目の質問は、こども園長。

[ベルツこども園長 橋爪 保君 登壇]

○ベルツこども園長（橋爪 保君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

予備費充用の内容について、78ページ、3目ベルツこども園費、17節備品購入費、不用額49万2,895円につきましては、給食調理費事業の調理室で冷凍庫が故障したために、冷凍庫購入費の見積り合わせを行った結果、不用額が生じたための額となっております。

お答えは以上になります。よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、3番目の質問、福祉課長、説明願います。

[福祉課長 越前谷 学君 登壇]

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、湯本議員の3番目のご質問にお答えいたします。

バスロケーションシステムの内容についてでございます。

町内巡回バスの走行状況を把握ですとか、それから遅延情報、こちらをリアルタイムで利用者に発信・提供することによりまして、利用者がより効果的かつ利便性が高く利用できるように、車両の位置情報をパソコンやスマートフォンなどで閲覧できるよう構築したものでございます。現在、各バス停留所にQRコードを掲示しております、それを読み取ることによりまして、その時点から当該バス停留所までのバスの接近情報などが確認できるような状況になっております。

運用路線につきましては、A、B、C、D、4コースあるうちのCコースを除く3コースにて運用を行っております。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 4番目の質問については、観光課長。

[観光課長 宮崎健司君 登壇]

○観光課長（宮崎健司君） それでは、湯本議員の4番目の質問にお答えさせていただきます。

106ページ、14節の工事請負費における204万6,500円の不用額の内容についてのご質問でございます。

当初予算の段階で頌徳公園のブランコ、昭和公園の滑り台の2基について、老朽化による不具合が起きているというところから、これらを撤去し、安全を図ろうと計画をし、204万6,000円の予算をお認めをいただいたところではございますが、新年度に入って、各種上位計画の改定に伴う協議の中で、公園管理そのものに関する課題が把握されたことや、中学生議会や町政懇談会においても遊具の撤去だけではなく、公園の雰囲気づくりやそういったものを含めた改善要望などが寄せられていることから、令和6年度においては、一旦この事業を見送り、未執行とさせていただいたものでございます。

現在は関係課との連携によって、よりよい施設の在り方について検討をしている段階でご

ざいます。改めまして、今後予算要求等をさせていただき、対応させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、5番目の質問につきましては、教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇]

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、湯本議員の質問にお答えいたします。

予備費流用についてですが、148ページ、給食センター管理事業の17備品購入費、庁用器具費64万9,000円の内容ですが、包丁・まな板殺菌庫、それから大型冷風機、冷蔵庫を購入したもので、そのうち、冷蔵庫33万円を予備費流用をさせていただいたものでございます。

以上、よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 各課長、ありがとうございました。

その中で1つ、バスロケーションシステムについて再質問をさせていただきます。

今のご説明では、各バス停にQRという形でA、B、Dの巡回のところにつけていらっしゃるというお話をいただいたんですけども、改めて、昨日私も現場へ行って、ナウリゾート前のバス停のところでものを見てきたんですけども、それらしきものが正直見えなかつたというところで、違うインフォメーションシステムのものと思われるまた別のメニューのところに行くものはあったんですけども、それそのものを、今バスがどこにあるかというのがダイレクトに分かるものというのがちょっと見えなかつたので、それについて改めてご説明をいただきたいというのが1つと、あと、町のホームページでこの件について出しているものに関しては、ワンコインバスに関しては、案内としてはPDFを撮ったものと思われるモノクロの路線図と時刻表があるだけという状況が見えているんですけども、そのあたり実際のところどのようでしょうか。恐れ入りますが、お願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） この質問については、先ほどの続きで福祉課長。

[福祉課長 越前谷 学君 登壇]

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

まず、QR的なものが見当たらなかつたという今のご質問でございますが、我々の認識といたしましては、各停留所にQRを掲示をさせていただいておりました。ちょっとその辺が確認取れませんので、その部分につきましては、再度確認を取りまして、もし掲示がされていないようであれば、早急に対応をさせていただければと思います。また、ホームページ等についてなんですが、いわゆる周知方法ということになるかと思うんですが、実際、

このバスロケーションシステムを導入以来、運行委託業者でありますＪＲ、それから町の福祉課に、例えば遅延ですか、そういったことに対する問合せというのは、このシステムが導入される以前よりは少なくなっている状況でございます。ですので、ある一定の方につきましては、利用がされているものかと思われるんですが、今ご指摘のとおり、まだ周知が行き届いていないという状況も考えられますので、今後につきましては、改めましてホームページや、それから広報紙などを活用して、周知のほうを行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

2点ほどお願ひいたします。

まず、84ページ、衛生費の中、19節扶助費なんですけれども、子宮頸がんワクチンの件なんですが、昨年より若干減少の令和5年度決算なんですが、最近テレビコマーシャルでも、また盛んに子宮頸がんワクチンの予防が呼びかけられています。昨年も湯本議員がキャッチアップの方法についての質問をしていたんですが、この決算を見た状況において、どれぐらいの周知ができていたのか、状況を教えていただきたいと思います。また、今年度における周知の仕方も教えていただければと思います。

続いて、86ページ、同じく衛生費、予防費のところの上の丸印の中の12目の委託料の中で、結核レントゲン検診の決算額が昨年より56万450円の減額と計上がされております。これは実績によると思いますが、実績値とするならば、どのような周知をされたのか、また、今年度に対しては、改善する必要があると思うのですが、当局としてどのようにお考えなのか、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員の2点についての質問、健康推進課長。

〔健康推進課長 萩原 健司君 登壇〕

○健康推進課長（萩原 健司君） それでは、1問目の有坂議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は子宮頸がん予防ワクチンHPVの利用状況とキャッチアップに関する周知、今年度の周知の仕方についての3点ということになるかと思います。

まず、1点目の令和6年度の子宮頸がん予防ワクチンHPVの利用状況は、キャッチアッ

プロ、接種対象者、件数として274人の方が対象で、接種した方は47人、17.10%。令和5年度と比較すると、32人増えている状況でございます。また、定期接種では63名の方が対象で、接種した方は11名、17.46%。昨年度と比較して、接種した方が2名ほど減っている状況でございます。

次に、2点目のキャッチアップに関する周知になりますが、キャッチアップについては、令和5年度と同様に個別通知を送付しております。また、再通知として広報いでゆへの再掲載を行っており、接種率も上がっておりるので、周知が行き届いているものと考えております。

最後、3点目になりますが、今年度の周知の仕方についてとのことです。が、令和7年度においては、定期接種における個別通知の送付を行いました。また、再周知として広報いでゆへの掲載を行う予定であります。今後も対象者が接種の機会を逃さないよう周知を行ってまいります。よろしくお願ひいたします。

続いて、2点目の質問にお答えいたします。

結核レントゲン検査が実績によるものなのか、周知の方法の改善をする必要があるのではないかとのご質問ですが、令和6年度については38人の方が検診を受けた実績によるものになります。これについては、令和6年度より、65歳以上の方は肺がん検診を受けることにより、結核レントゲン検査も同時に検診できる仕組みとなりました。両検診を同時に行うことでの検診率の向上、身体の異常など早期発見を目的としております。また、同時に両検査を行うことができるようになった検診ではありますが、中には肺がん検診を希望しない方もおり、その方については、結核レントゲン検査を単独で実施しております。

このようなことから、令和6年度においては、この2つの検診を同時に検診する検診者が増え、結核レントゲン検査の受診者が減少し、その結果、令和5年度と比較してレントゲン検査の決算額が減額となったものでございます。

次に、周知の方法ですが、広報いでゆや町内回覧での周知、さらに、町民検診の個別通知において、対象者へ案内を同封させていただいております。なおかつ、検診者へ当日も確認を行っております。このことから周知の方法については、特段改善する必要性はないかと考えておりますが、再度、周知の方法について研究してみたいと思っております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

市川議員。

○4番（市川祥史君） 4番、市川でございます。

まず、76ページの出産祝金支給事業なんですけれども、こちらの内訳、また、受け取られなかつた方がいるかどうかをお尋ねしたいと思います。

次に、104ページの下のほうなんですけれども、各種イベント補助金なんですけれども、サッカーフェスティバルの50万円のうち30万円ということなんですけれども、個人的には、未来のお客さんにつながる貴重なイベントだと思っておりますので、満額使ってほしい希望がございます。減額理由をお願いいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 1番目の質問については、住民課長。

[住民課長 熊川一記君 登壇]

○住民課長（熊川一記君） それでは、市川議員のご質問にお答えしたいと思います。

令和6年度の出産祝い金につきましては、この祝い金についてですけれども、第1子、第2子に5万円、第3子に10万円、第4子以降で15万円ということになっておりますけれども、令和6年度の実績といたしましては、第1子が13名で65万円、第2子が6名で30万円、第3子が4名で40万円、合計で135万円となっております。これにつきまして、申請のとおり支給された実績となっておりますことを申し上げます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 2番目の質問については、観光課長。

[観光課長 宮崎健司君 登壇]

○観光課長（宮崎健司君） それでは、市川議員の2番目の質問にお答えいたします。

市川議員のおっしゃるとおり、50万円の予算に対して決算は30万円というところで、その理由につきましては、サッカー事務局サイドのほうで十分足りるということで、今年度は30万円で決算を迎えたという形になってございます。

次年度以降につきましては50万円ついておりますので、全額使うように対応をさせていただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については、原案のとおり認定することに賛成の方は举手を願います。

[举手全員]

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号～議案第4号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号から議案第4号までの決算認定議案について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第2号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

[举手全員]

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第3号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

[举手全員]

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第4号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

◎議案第5号及び議案第6号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第5号及び議案第6号の決算認定について一括質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本です。

5号につきまして質問をさせていただきます。

16ページ、業務の表にあります事業費に関する事項、一番下、1立米当たりの汚水処理原価というところでございますが、決算書がこの様式で頂けるようになってから、今年で2年目になりますと、おととし、令和4年度からの比較ということになるんですけれども、令和4年度は69.02円、令和5年度はここにありますとおり、79.70円ということだったんですが、令和6年度においては、1立米当たり103.84円ということで、だんだん年を追うごとにこの額が、原価が上がっているという状況が見て取れます。特に、今年においては、その上にある1立米当たりの使用料単価を若干ですけれども、上回っている状況、これ、経理で言うと、原価に対するそこの部分でもう赤字というか、そういうふうなことになっている状況かと思われますけれども、この汚水処理原価というのがどういう形で上がっていったのか、それから、今後もこの原価については上がっていくことになるのか、それともこの状態で続くということになるのか、そのあたり含めてご説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） それでは、湯本議員の質問にお答えいたします。

公共下水道事業特別会計決算書の16ページ、3業務、（3）の事業費に関する事項の1立米当たりの汚水処理原価についてでございます。

令和4年度からの比較ということですが、令和5年度から令和6年度にかけても推移が上がっている要因というところですが、前年対比で24.14円、130.29%という増加になっております。この要因ですけれども、事業費用で増加しておりますのが営業費用の減価償却費で、5年度では8,785万4,450円でしたが、6年度では1億5,238万4,492円という増加となってお

ります。これは、下水処理場の再構築事業、第1期の管理汚泥棟が供用開始になったことが影響しております、資産登録を行う減価償却費の増加が一番の要因となっております。また、この汚水処理原価の推移ですけれども、現金支給の予算執行であれば、事業費用はほぼ毎年、同額程度の内容でいくと思われますので、汚水処理原価も同様、今年度と同額程度で進むとは思いますが、再構築事業の中で一くくりの工事が終わり、供用開始となり、資産登録を行った時点で、その翌年度から減価償却費が増えて、汚水処理原価も上がっていくことになっていくかと思います。

今年度に関しては、その減価償却が増えたことにより純損失であったため、こちらの使用料の単価より原価のほうが多くなってしまったという結果でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 会計上の処理の問題のようです。よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略し、採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第5号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第6号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決決定いたしました。

11時ですので、ここで休憩をいたします。11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時20分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

---

◎議案第7号及び議案第8号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第7号及び議案第8号の決算議案認定について一括質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 度々恐縮でございます。9番、湯本です。

8号議案についてお願いいたします。

20ページ、収益費用明細書のところですけれども、営業収益の中の使用料収益、指定管理収益の部分がこれまで予算補正で伺っていた額よりも増えているようでございます。恐らく、これは昨年度から導入されましたフロート制が関わっているものかと思われますけれども、フロート制の導入によってこのあたりが増えたりということが、どのように動いてきたのかというところをご説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

[企画創造課長 田中 浩君 登壇]

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、湯本議員の質問にお答えします。

先ほどの20ページの千客万来事業収益費用の明細書に絡んで、表の2ページの決算書のほうの決算額を基にご説明をさせていただきたいと思います。

収益的収入における営業収益の決算額4億4,108万5,446円の内訳に対しまして、予算額3億8,236万2,000円、これに対しまして、5,872万3,446円の収入増となっております。これは、使用料収益におきましては、スキー場の索道部門、営業部門、ゴルフ場部門、大滝乃湯、西の河原露天風呂、道の駅の7つの事業の収益が基となっています。この7事業の協定における決算額の合計が3億6,208万6,200円であり、これに草津観光公社が実施して立替えを行っております修繕協定額、6年度が4,555万7,676円、これを差し引きまして、さらに、昨年末に導入したフロート制による収入額1億2,428万1,532円を増額加算し、その他営業収益として、公社が使用している自動車損害共済分担金27万5,390円、これを増額した額が決算額

の4億4,108万5,446円となっているものであります。

説明は以上となります。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

初めに、議案第7号について、原案のとおり認定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり認定をいたしました。

次に、議案第8号について、原案のとおり認定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり認定いたしました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第9号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略し採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

◎議案第10号～議案第12号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号から議案第12号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。初めに、議案第10号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第11号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第12号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

◎議案第13号～議案第15号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第13号から議案第15号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。初めに、議案第13号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

[举手全員]

○議長（宮崎謹一君）　举手全員と認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第14号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

[举手全員]

○議長（宮崎謹一君）　举手全員と認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第15号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

[举手全員]

○議長（宮崎謹一君）　举手全員と認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君）　続いて、議案第16号について質疑を行います。

金丸議員。

○7番（金丸勝利君）　7番、金丸です。

議案書の16ページ、土木費の道路橋梁維持費の中の説明欄のほうにある土木作業車整備事業で、これ520万円なんですねけれども、6月の定例会のときに議案が提出されて補正予算を組んだもので、先日、民教土木委員会を傍聴させていただいたたら、国のほうの補助金が見つかったということで、今回この修理を見送って、新しい車両の購入の方向という話を伺ったんですが、修理の予定だった車の使用年数がどのぐらいだったのかと、また、新しく購入しようとする車両が大体でいいんですけども、どのぐらいの金額の車両なのか教えていただければというふうに思います。

○議長（宮崎謹一君）　答弁、土木課長。

[土木課長　佐藤俊之君　登壇]

○土木課長（佐藤俊之君）　それでは、金丸議員のご質問にご説明させていただきます。

15ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、10節修繕料520万円の減

額についてでございます。

こちら、故障した車両につきましては、平成18年に配備されまして、現在まで18年10か月が経過しております。

購入につきましての現在こちらで把握している金額については、ちょっとこちらでのご回答はちょっと控えさせていただきますが、国の補助金が補助金交付額の3分の2が国から補助となりますので、満額支給となりますと、今回修理費520万円よりも有利となる試算となりましたので、令和8年度に国庫補助申請をさせていただいて、次年度に買換えをさせていただきたいと考えているものでございます。

説明は以上です。お願ひします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

金丸議員。

○7番（金丸勝利君） 説明ありがとうございました。

補正予算で通った内容ですが、ともすればそのまま執行してしまう形かもしれないですが、ある意味、国や県で補助があるという部分をしっかりと活用していくという町長のお考えがしっかりと各課の方々に反映されているものと考えます。ありがとうございます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） 交付事業を含め、このような車両についても、頂けるものはきちんと頂いていくと、そうしないと、やはり財政というものは、以前から見ると物すごい好転しましたけれども、以前のやり方をしていけば、やはり残る剰余金じゃなく、借金だらけになってしまうということで、私の考え方は行政もビジネスと考えています。だから、ちゃんと国からルールに基づいてもらうものはもらって、そして、一旦補正組んだんですけども、これから有利なあれば見つかれば、一旦それは止めてやり替える。その繰り返しをしてまいりました。ですから、委員会でお示しした基金が約100億に達すると。トータルすると基金というより全てのお金で。監査役からすれば、代表監査から、夢のようだって話も聞きましたけれども、そういうふうに取り組んできた成果だと思いますので、今ご理解をいただき、また、評価いただいたことに感謝します。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

安齋議員。

○2番（安齋 努君） 2番、安齋です。

2点ほどご質問させていただきます。

まず、1点目が14ページの保健センター運営事業の515万円の内容に関してなんです。先ほど委員長報告の中で、この件が話し合われたことご報告がありましたが、この詳しい内容をもう一度お願ひいたします。

そして、もう1件が16ページ、次のページの一番下のところです。前原ハイツの管理事業600万円、この内訳についてお伺いさせていただきます。以上、2点お願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） この答弁について、健康推進課長。

[健康推進課長 萩原 健司君 登壇]

○健康推進課長（萩原 健司君） それでは、安齋議員のご質問にお答えいたします。

6目保健センター費515万円の内訳というご質問ですが、まず、10節需用費においては、落雷により自動火災報知設備の故障に伴い、231万円を計上させていただいたものになります。

続いて、その下、12節委託料として、健康管理システムの改修業務として77万円の計上。

さらに、その下、14節工事請負費、維持補修費になりますが、保健センター内の消防設備点検における結果による改修工事費用として207万円の計上をさせていただき、515万円となったものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 2番目の質問については、土木課長。

[土木課長 佐藤俊之君 登壇]

○土木課長（佐藤俊之君） それでは、安齋議員のご質問にご説明させていただきます。

15ページ、8款土木費、5項住宅費、2目賃貸住宅管理費、前原ハイツ管理事業修繕料として600万円を計上させていただいた内容についてご説明させていただきます。

現在前原ハイツに申込みが6部屋ございましたので、その6部屋分の修繕料となっております。予定しております部屋につきましては、5階、6階、7階の2LDK、2部屋ずつの修繕です。

この600万円の内訳につきましては、以前1部屋当たり100万円程度の修繕料がかかっておりますので、この6部屋分ということで、600万円を計上させていただいております。

説明は以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

2点ほどお聞きしたいと思います。

10ページ、総務費の中、一般管理費で説明欄で草津町インフラマネジメント支援事業業務委託というのがあって、私も過日傍聴させていただいたんですけども、1名が常駐で1名バックオフィスで対応していただけたというお話があったんですけども、これはもう事業者が決まっているんですかがまず1点目。

2点目が、その下、庁舎設備施設管理事業のところで、13節使用料及び賃借料、テレビ受信料の分、NHKのご説明があったんですけども、そのときに7台というお話があったんけども、決算を見ると9台庁用車があると思うんですけども、これは2台はテレビがついていないという解釈でよろしいでしょうか。

以上、2点お願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 答弁については、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、有坂議員のご質問にお答えいたします。

予算書の10ページのインフラマネジメント支援等業務委託の件ですが、委員会のほうでも説明をさせていただきましたが、今草津町の課題といたしまして、技術系職員が10年ほど採用ができていない状況の中で、民間業者のほうから常駐型1名を草津町の庁舎内に配置したいというのが1点、それから、特殊な情報と質問等についてお答えいただくバックオフィスの方について、問合せがいつもできる状態にしたいということで大体0.5人工ぐらい、1.5人工ぐらいの状況をやってみたいというふうに考えております。

この内容につきましては、積算技術の支援業務であるとか、また、工事監督の支援業務、それから、調査設計、資料の作成等々、非常に幅広いということから、業者の選定につきましては、こういったことに精通した対応ができる業者、そこの選定をこれからしたいというふうに考えております。

それから、もう一点の同じページの10ページのテレビ受信料の関係でございます。

台数につきましては、決算の9台等々につきましては、年度によって変わるものでけれども、今時点は今回遡及したい91万円につきましては、役場のいわゆる集中管理車と除雪車も含めたような、全総数でいくと81台ほど役場は車両を保有しております。その中で遡及したい部分といたしましては、13台が該当したということで、調査で把握されております。5

万4,000円のもう1個のほうにつきましては7台。これにつきましては、精査した上で、今年度契約したい台数が7台になったと。ということで、つまり、13台分を91万円に遡及して、7台分は5万4,000円で今年度契約をしたいという内容のものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

議案第16号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第17号～議案第19号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第17号から議案第19号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第17号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第18号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第19号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第20号につきまして質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

議案第20号について、原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第21号～議案第23号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第21号から議案第23号につきまして一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第21号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第22号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第23号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第24号～議案第27号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第24号から議案第27号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

初めに、議案第24号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第25号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第26号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第27号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第28号につきまして質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第28号について、原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定されている議員活動ですが、どれも重要な議会活動です。各自確認をいただき、出席方についてよろしくお願ひをいたします。

お諮りします。議会会議規則第126条の規定により、この一覧表のとおり、会議や諸行事

等に議員を派遣することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することと決定をいたしました。

---

#### ◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外にかかる委員長報告をお願いします。

ない場合は、その席で「なし」と答えてください。

初めに、総務観光常任委員長。

[総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇]

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、総務観光常任委員会、付託議案外にかかる委員長報告をいたします。

その他の事項につきまして、まず、まちづくり関連整備事業について、企画創造課当局より、令和7年度から令和10年度までに実施する主なまちづくり関連整備事業について、整備区域と事業実施の時期を明示した資料を基に全20事業の説明がありました。

委員からは、西の河原駐車場の整備に係る順序や各整備箇所において、整備イメージが作成されたら、事前に教えていただきたいとの要望があり、当局側からは、施工順序は設計が完了しイメージが確定した段階で、これまでと同様、隨時議会に報告し説明するという旨の回答がありました。

2番目、年度別入り込み客数の推移について。観光課です。

当局より、年度別の入り込み客数の推移表を用いて、宿泊者数の構成比及び日帰り客の構成比について説明がなされました。

委員からは、草津町以外の地域で民泊を含めた施設に宿泊し、観光は草津町に訪れる日帰り客が増えていることからも、ごみ処理の問題を含め、施設の維持管理、インフラ整備に係る費用を捻出することを前提に、宿泊税などの導入等も検討する時期に来ているのではないかとの意見が出され、当局からは、今度検討していきたい旨の説明がありました。

3番目、志賀草津高原ルートの通行止めの関係について。

委員より、白根山の噴火警戒レベルが上がったことに伴う国道292号線志賀草津高原ルートの通行止めに関する期間について質問がなされました。

当局からは、噴火警戒レベルの判定については、気象庁の基準に基づくものであり、火山

専門家の見解などを考慮すると、今年度については、再開通の見込みは立たないであろうとの説明がありました。また、次年度以降についても見通しは立っていない旨の回答がありました。

以上、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、民教土木常任委員会、付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

秋の道路愛護デーにつきましてでございます。

秋の道路愛護デーを11月13日木曜日に予定をしております。翌14日金曜日を予備日とする報告がありました。町民並びに議員の皆様、ご協力をお願ひいたします。

以上、付託議案外にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議会運営委員長、報告願います。

〔議会運営委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告ございませんが、先ほどの議員派遣の件の2ページにございます11月7日、草津中学生との懇談会というものでございますが、昨年まで行われておりました中学生議会なんですけれども、中学校側のスケジュール的に難しいというところもございまして、今年度におきましては、議会側が中学校に赴いて主権者教育という観点から実施をするという運びとなりました。11月7日を予定しておりますので、議員の皆さん、そして教育委員会の皆さん、そして議会事務局の皆さん、ご協力をよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会、付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

草津町温泉使用条例の改正について。

近年、ホテルや旅館などの経営や運用に信託関連などが入ってきており、条例にそぐわない部分が出てきているため、今の時代に合わせた条例になるよう次の議会までに条例改正に向けて整理していく旨の説明が当局よりございました。

議会としても条例改正をしていく時期には来ていると考えますので、取り組んでいただき、

それに対して意見ができればと思います。

以上、付託議案外にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、付託議案外にかかる委員長報告を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時から再開の予定でございます。よろしくお願ひします。

休憩 午前1時58分

再開 午後 1時00分

○議長（宮崎謹一君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

#### ◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、一般質問を行います。

---

#### ◇ 有坂太宏君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、3番、有坂太宏議員。

[3番 有坂太宏君 登壇]

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂太宏です。

2つほど質問をさせていただきます。

まず1つ目、草津白根山の火山活動と国道292号線の再開通についてということでお聞きします。

今議会初日、町長の行政報告や先日の総務観光常任委員会でも説明がありましたが、改めてお聞きしたいと思います。草津白根山は8月3日より火山活動が活発化し、火山警戒レベルが2へと引き上げられました。8月4日午前6時45分より、国道292号線が殺生から万座三差路間において通行止めとなり、現在も継続しております。通行止めの判断については、町長の迅速な対応に感謝を申し上げます。

さて、冒頭でも述べましたが、行政報告でも触れておりましたが、国道292号線の今期の再開通はないと述べておられました。前回、火山警戒レベルが2へ引き上げられた際には、町長の判断により通行することができました。8月31日発表の気象庁のホームページに記載

されている湯釜付近の日別地震回数表を見ますと、比較的穏やかな状況にも見えます。同じレベル2において、通行することができた前回の状況と今回の通行止めを継続する違いをお聞かせ願いたいと思います。また、気象庁をはじめとする関係機関との協議の状況もお聞かせ願いたいと思います。

次に、2つ目、町内の道路整備についてということでお伺いいたします。

昨年の入り込み客数が400万人を超えるました。これは湯路広場の整備から始まり、温泉門整備へと今日まで町長のご尽力と町民の協力で草津町の発展がなされてきた成果だと思います。

さて、町長は今年度予算時に、町内の道路整備を順次行っていくと述べておられます。私が議員になってからも、何度か町道の舗装問題を町長にお伺いしてまいりました。3年前より、グリーンハイツ内の幹線道路、メイン道路と言ったほうがいいのかちょっと表現が曖昧ですが申し訳ないです。ロータリーより始まり、現在季の庭付近まで行われています。

しかし、一歩入ると損傷が激しく、住民より整備の要望が絶えない状況です。また、その他の町内各所でも損傷が激しく、そのたびに穴を埋める作業をしている状況ではないでしょうか。特に、草津原へ向かう道路の損傷は目に余る状況と考えます。この道は、ヴィラ5やホテルヴィレッジのログハウス、伊東園ホテルなどへの観光客も使用する道路となっています。また、品木ダムの水質管理事務所へ来る大型車も通行しています。観光客が穴に落ち、事故が起きないとも限りません。駐車場整備も大事なことですが、町内の道路整備にもう少し力を入れていただきたいと思います。今後の整備計画をお示しいただきたいと思います。

以上、2点一般質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の一般質問に答弁いたします。

1点目は、草津白根山の湯釜付近の警戒レベルが2に引き上げられたことに伴う国道292号の通行止めに係る内容であります。ご質問の冒頭に、議会初日の行政報告において、8月4日に気象庁より噴火警戒レベルが上げられた件の対応について、私から報告を申し上げましたが、草津町長として、日頃より危機管理に対しては常に緊張感を持って臨んでおります。8月4日の当日は、緊急の警戒本部会議を開き、関係機関との情報共有及び風評被害の対応について協議をし、同日の正午には各公式ホームページに草津温泉街は安全であ

る旨の周知を図り、8月7日には町民の皆様にその趣旨を通知させていただきました。

気象庁はこれまで草津白根山湯釜付近について、噴火警戒レベル1のため、活火山であることに留意をしておりましたが、2に引き上げられたことで、湯釜火口から約1キロの範囲は、大きな噴石の警戒が必要であると発表しました。

このため、国道292号の志賀草津高原ルートについては、一部の範囲にかかるため、災害対策基本法の規定に基づき、草津町長として1キロ圏内の立入りを規制したものであり、現在殺生ゲートから万座三差路の区間8.5キロメートルを通行止めとしております。直近で噴火警戒レベルが2に引き上りましたが、今から7年前の平成30年9月28日のことあります。そして、令和2年11月までの間、噴火警戒レベル2の段階における例外的通行を実施いたしました。

思い返しますと、レベル2の段階における例外的通行については、平成26年の引上げの際に行ったわけですが、その当時、草津白根山防災協議会を中心として、気象庁、そして警察、群馬県、さらには、長野県側の関係機関との非常に難しい議論を積み重ねました。複雑な法律論の解釈と対応が必要と求められ、例外的通行の実施に当たっては、毎日監視員を3地点で計6名を配置しました。もし事故が起きたら、噴火が発生したらという不安に思い駆られる、まさに神経をすり減らす日々がありました。当時の町内経済を維持するために取った措置ですが、首長の私の進退をかける決断であり、その負担は計り知れないものがありました。その後、令和3年3月23日に噴火警戒レベルが2から1に引き下げられたわけですが、この噴火警戒レベルの上下に関しては、気象庁が策定した判定基準によるものとなります。行政報告でも申し上げましたが、8月19日に草津町防災協議会の会長として、私が分科会を開催し、気象庁及び前橋気象台、東京科学大学の火山専門家と名誉教授、あるいは、草津町の火山アドバイザーなどを招集いたしました。ここで各専門家にそれぞれのデータに基づく草津白根山湯釜付近の近況について、専門機関からの活動評価と説明を受けました。

今回の噴火警戒レベルの引上げの要因の一つとなった火山性地震については、任意の24時間以内の火山性地震が40回以上観測された場合という気象庁の判定基準を超え、8月4日以降減少傾向にありますが、静穏時に比べ、高い回数で推移しているとの指摘あります。湯釜周辺の地殻変動の面では、湯釜、浅い部分です、膨張を示す傾斜変動が令和7年5月から加速しております。火口では顕著な噴気は認められないものの、湖面の変化があり、火山ガスに含まれるマグマ由来の成分割合は、令和6年度より僅かに高まり、令和7年5月でもそ

の値を維持しているとの指摘がありました。また、8月31日発表の気象庁のホームページでは、日別地震回数は比較的緩やかな状況に見えるとの質問ですが、地震については減少傾向が見えているものの、山体膨張や傾斜変動、熱消磁、ガス成分などは活性化の数値が収まっていることから、今後も慎重なデータ観測の収集とその分析が必要であるとの見解であります。当面は現状維持になるものと考えております。そして、この当面という時期がいつまでかという点に関しては、繰り返しになりますが、気象庁の判定基準によるものであることは、火山専門家の解説を聞いた限りでは、現時点でははっきりと、いつまでとも言えない状況であります。

私は常に政策理念として、第一にサイエンス、次に法令遵守、そして最後にビジネスという考え方を持っております。今回の噴火警戒レベルの引上げの対応に関しては、やはりまずは科学的な見解や知見を優先し、そして法律論に基づく対応を検討していきたいと考えております。

そして、最後に、ビジネスという観点になりますが、観光入り込みの状況については、データに基づく解析を進め、併せて、町内経済の動向について、町民の方々の声に耳を傾けていきたいと思います。

2点目に答弁いたします。

私が就任してから、次世代に誇れる付加価値の高いまちづくりを推進し、皆様の協力を得ることで、年間400万人を超える入り込み客数を達成しましたが、入り込み客数については、一定の成果を上げたことと判断し、今後はオーバーツーリズムに配慮しながら、緩やかに成長できるまちづくりを展開してまいりたいと思っております。

具体的には、今年度からこれまで重点化されなかった町道に焦点を当て、整備を進めております。従来の道路整備の工法である既存舗装の上にアスファルトをかけるオーバーレイ工法では、施工後、比較的短い期間に路面が荒れてしまうことから、凍結深度まで道路面の路盤を入れ替える路盤改良に工法を変えて、町道を整備してまいりました。

しかし、路盤改良による整備は、工事費が高額となるため、限られた予算において年次計画していく必要があります。加えて、工事の優先順位の基本的な考え方としては、その町道の交通量や利用頻度を勘案して決定しなければならないため、どうしても基幹道路の整備が優先となってしまうことは、ご理解いただけるものと思います。例えば、基幹道路である町道上新田舟の尻線については、平成30年から今年度まで、8年間継続して工事を進めております。

参考までに、住民の整備が足りないと議員から指摘いただいているグリーンハイツの路盤については、単年度の工事として27年度に4路線のオーバーレイ工事を実施し、令和元年度から令和5年度にかけて、地下埋設管の更新工事として、合わせて5路線、550メートルの工事を実施しております。これは、私になってから大がかりなものをしました。町道でなかったわけです。大変トラブルの多い道路であり、私の判断で町が公売に付し、町が公売で取ったと異例の手段を取り、全ての法律関係をクリアにしました。それで、今までトラブル続きのものが全てそれで解消したということで、それを取ることによって、今度は草津町がその道路整備というものをしていくべきやならないものは、十分承知しておりますけれども、やはり草津中というと膨大なメーター数になりますので、その辺は年次計画で進めてまいりたいと思います。

これについては、昭和区のセブンイレブンから大塚興業までの330メーターについて、今年度から令和10年度までの4か年で路盤改良の整備を計画しており、今年度はそのうちの65メーターが既に完成しております。

町道西殿塚線の整備において、西殿塚区のかみふじ食堂からベルツ通りまでの延長270メーターについては、今年度から9年度まで、3か年で路盤改良による整備を計画しており、今年度はそのうちの77メーターが既に完成しております。

町道ヤトコ2号線の整備においては、前口地区の霜田畠店の前の町道、延長73メーターのうち20メーターの路盤改良を今月中旬から着手する予定になっております。今後、年次計画に整備を進めていくものであります。また、町道の日常的な維持管理につきましては、土木課職員により道路パトロールを適宜実施し、道路の危険箇所や側溝の詰まりなどがあれば、職員を中心とした緊急対応等を行っており、草津原へ向かう町道の穴埋めなども発見から修復作業まで、極力時間をかけずに実施し、通行者等に危険が及ばないよう十分配慮をしております。

なお、議員の意見として、駐車場の整備より町道の整備に力を入れてほしいとのことでありますが、駐車場の整備に関しては、繁忙期における町内の渋滞対策を目的としており、実際に、今年度のお盆時期においては、令和5年度に完成した温泉門駐車場及び令和7年度に完成した同観光バス臨時駐車場の臨時使用により、町内の渋滞緩和に効果を上げております。今後も町道の整備と駐車場の整備は、並行して進めていくつもりであります。

以上、答弁とします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

---

## ◇ 上 坂 国 由 君

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、8番、上坂国由議員、一般質問願います。

[8番 上坂国由君 登壇]

○8番（上坂国由君） 令和7年草津町議会第5回定例会、一般質問をさせていただきます。

8番、上坂国由でございます。

質問内容は1つでございます。黒岩信忠町長の任期満了に伴う次期町長選挙へのお考えについてお尋ね申し上げます。

草津町町長の任期満了を目前とする上で、黒岩町長にお尋ねいたします。

黒岩草津町町長におかれましては、4期16年という多くの時間を草津町のために激務を務め、草津町行政を牽引いただき、町の発展、経済の安定にご尽力いただきましたことを、まことに敬意を申し上げます。

黒岩町長のご就任いただいたてからの16年には、近年多発する自然災害、世界的感染症など地球全体の混乱が発生するなど、激動の時代と言える状況下での行政運営だったことを町長ご自身の大変なご負担がありましたことを痛感いたします。そんな混乱期の中でも福祉と観光の両立を掲げ、草津町の経済基盤の安定、インフラ整備の拡充、令和6年度にはバブル期をも超す入り込み客数400万人をも突破するなど、数々のご実績を残されました。今まさに黒岩町長の政策が成果を出し、安定運営になろうかというところだと存じます。ビジネスを基本にという黒岩町長の姿勢がまさに功を奏している中で、好機的状況を維持・発展させていく時期に入ったと思います。

一般的に、経済には5つの重大要素として、1、労働力、2、資本、3、技術革新とイノベーション、4、資源、5、インフラ整備と言われます。ビジネス理念を行政に反映させていただいたことで、草津町の人気や経済の上昇は確立していると私は実感しております。

そこで、ようやく町の経済動向が例えれば、飛行機に例えると、安定飛行に手が届くまで来ている状況と私は考えますが、安定飛行を目前に任期を迎えてします。

そこで、黒岩町長はどのように安定飛行に乗せられるのか、また、継続中の事業、やり残すと考える事業の完成時期や構想、後継者の育成も鑑みて、現在の黒岩町長の考え方をお聞かせください。次期4年も黒岩町長が牽引しなければ経済の停滞、降下を感じ、警鐘を鳴らす町民の方が多いです。黒岩町長はいかがお考えかをお教えください。

後継者を目指す人に対しても、重要な次期4年と思われます。ぜひとも、あと4年をまず

念頭に、集大成を成し遂げていただくためにも、次期町長選挙にもご出馬されますよう強く懇願申し上げ、ご質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、上坂議員の一般質問にお答えします。

思いの丈が入り、少し長くなりますが、承知おきくださいますようお願いいたします。

私は、今から43年前、草津町議会議員に立候補したとき、湯畠で立会演説会がありました。私が訴えたのは、町政は町民の皆様の幸せを願うものであり、一部の人の利益に行うものではない。議員は全体の奉仕者として取り組むべきだという演説をしております。

さらに、政治を行う者が自身のために政治を利用してはならないと言いました。今でもその方針は全く変わることはありません。初めて出た議員ですけれども、恐らく先輩方からは、生意気なことを言うと言われたと思います。そして、議員7期、27年を務めましたが、7期目の選挙をするとき、私の妻、兄弟にこれが最後の選挙になると告げました。政治に区切りをつけて、自身のビジネスに専念する考えがありました。東京でのビジネスをさらに拡大する夢があったということあります。

次に、町長になった経緯を説明します。

前中澤町長の任期が迫り、次期の町長選挙に誰が出るか大きな関心を集めておりました。そのような中、山本巖元町長より話があり、ホテルの一室で、一室を取ってある、2人差しで話をしたいと言われました。そして、山本元町長は、俺も町長をした立場だ。この町を考えたとき、草津のリーダーの資質を持っているのは黒岩君しかいない。応援するから、次期町長選挙に出馬しろと言われました。しかし、私は出馬する意思はないとはっきりお断りしました。山本元町長は、黒岩君がそう言っても必ず出るようになるだろう。その気になつたら俺のところへ来いと言われました。

選挙の情勢は、後藤文雄君が一番に名乗りを上げました。元町長は、事情が変わったので、後藤君を応援すると、このように言われました。私は、ああ、そうですかと答えるだけであります。私も後藤君も新人同士であり、私が文句を言える立場にないということあります。

私が立候補を躊躇したのは、歴代町長を見てきて、門閥・学閥のない黒岩が町長になれる町ではない。また、ホテルのオーナー関係者が歴代町長に名を連ねており、商人である私が

なれるはずがないと思っておりました。しかし、山本町長以外の方々から、私に期待する声が次第に大きくなり、大いに悩みましたが、一大決心で町長選挙に出馬する決意をしました。三つ巴の選挙でしたが、当選を果たすことができました。

私は町長に出馬したときも、町議になった当時の政治姿勢と全く変わりません。地位や名誉のために、また、襟に町長バッジをつけることが目的ではない。この町の仕事をするために、町長職を私に与えてほしいと選挙戦で訴えました。当選して公約を果たすため、落ち込んだ草津町の経済の立て直しと町民福祉を両立するため、直ちに様々な事業に取り組みました。政治の原点である町民の皆様の幸せを願うこと、そして、皆様が草津町民であると誇りを持って言える町にしなければならないということです。

町長選挙4期目のとき、これが最後の選挙になると言ったのは事実であります。それは、4年あれば、私が描いたまちづくりを仕上げることができると踏んでおりました。しかし、予期できないアクシデントの連続で、まちづくりのスケジュールは遅れが出てしまったのも事実であります。任期中、東日本大震災、万代鉱源泉の半減、本白根山の噴火、白根山噴火警戒レベルが引き上げられたことにより、国道292号の通行止め、コロナ禍で経済が止まつた等により、思い描いた事業ができなくなったのも事実です。また、事業の進め方について、町単事業で行うのではなく、国から補助金や交付税算入が得られる方式に大きく私になってからかじを切りました。つまり、時間がかかることになったということです。国の補助事業を使おうとすると、数多くの制度の洗い出しを行い、どれが事業に適しているか、交付率等も調査しなければなりません。それゆえに一般の事業より1年余分にかかるということであります。また、町職員の負担が非常に大きくなりました。また、時には政治家の力を必要とした場合、お願いして事業を進めてまいりました。新たな下水道処理場は、政治家に頼み、特別な配慮で進められたものであります。つまり、時間がかかっても財政負担を軽減するため、補助金及び交付税算入を見込んだ事業にシフトをしてきたものであります。

7月30日、JR九州の社長を務めた方と由布院のリーダーが草津町を訪れ、来訪の理由としては、草津町が非常にクローズアップされている。その秘密を知りたくて来たと言いました。由布院のリーダーがたった僅か16年でこれほど街を変えたところはない。草津の取組はすごいと評価してくれました。今、草津温泉に行くことがトレンドになっている、そのような情報もくれました。

反面、由布院は業績がよくないことも述べておったものであります。このように外部の人たちが草津の町づくりを評価してくれております。繰り返しになりますが、補助事業は申請

に1年かかること、事務手続が大変なこと、さらに、かなりの頻度で会計検査院が入ってきます。何度も来ています。ですから、過去の事業は、ほとんど町単事業で進めたものが多いということです。

これらを踏まえて、進退をどうするか真剣に考えてまいりました。議会に示し、了解いただいている滝下区の整備、湯川を観光資源とした旧群大病院跡地の駐車場整備、西の河原公園駐車場の舗装化整備、これらを仕上げるのにおおむね3年はかかると踏んでおります。先週、品木ダムの所長が町長室に参りました。私が湯川を世に出したいと、観光資源として活用したいって方針を伝えましたら、簡易的でありますけれども、湯川越しの中和工場のライトアップをした写真を見せていただきました。これは、国交省と共に湯川を見せるアカデミック、あるいはサイエンスの事業として、草津町が取り組んでいくべきだと思っております。また、熱帯圏とは話をしておりませんけれども、湯川沿いの道路の傾斜地に熱帯圏に上がる階段を町が整備する用意を持っております。ただし、熱帯圏が望んでいればの話であります。

このようなものの中で同じような事業がありました。西の河原の穴守神社の階段整備であります。後藤君が私のところに来て、何とか整備してほしいと。でも神仏じゃないかと言つたんですけども、さんざん考えた挙げ句、これは観光資源の一部だという判断をして、階段を整備し、融雪も入れました。比べものにならないほど参拝者が上がっているそうです。それから天狗山レストハウスは、年内には全体の形は出来上がりますけれども、完成して営業に入ることはできないと判断しました。これは、資材不足、人手不足などにより仕方ないと思いますが、来年春になる。つまり、私の任期中には完成をしないということになります。

次に、私が出馬することで指摘される事項について考えてみました。

黒岩町長は長過ぎる、また、年だと言われている。十分承知しております。これは一般論ですが、長いとマンネリ化でよどみができ、また、業者等の関係で色がつき、何かとうわさが多くなります。また、何らかのスキャンダルが出てくると思います。金の問題を含めて、何一つありません。たった1つだけあったのが新井祥子被告人事件であります。また、年を重ねると行動力が落ち、発想力が乏しくなる。昔話の繰り返しで何もない。傲慢になり、人の話を聞かなくなる。独裁者と言われる。この16年間、この町を預かってきた町長として、マンネリ化と言われたことは一度もありません。常に斬新な発想を取り入れております。発想力については、年を重ねるごとに私は進化していると自負をしております。年を重ねても、いつも夢を見ていました。また、その夢を見たら、その夢を実現する。情熱を持っていれば

必ず実現できる。その思いの連續でありました。また、業者などとの癒着などダークナーなうわさがあつたでしょうか。何もありません。今でも多くの人と付き合っておりますが、公私のけじめはきちんとつけてまいりました。そもそもそも一緒になら、とくに私は失脚していましたと思います。この辺はすごく気をつけてまいりました。私は利害関係を持たず、誰に対しても分け隔てなく公平に接してまいりました。

町長の評価基準は様々あると思いますが、どのような公約をするのか。それから、その公約を果たしたかであると思います。私は様々な事業を責任持って決断をしてまいりましたが、失敗したことは一度もないと思っております。唯一読み違えたのは、予想業績よりも高ぶれをしているということあります。また、独裁者と言われたこともありません。陰ではいろいろ言う人もいると思いますが、誰よりも人の意見を聞いてきたつもりであります。人間関係は必然的に好き嫌いがあり、私を嫌いな人も当然いるでしょう。それはもう仕方ないだと思います。様々な決断をするとき、可能な限り意見を聞いてまいりましたが、最後に判断するのは町長になります。町長は最終判断をするために置かれているポジションであると言っても過言ではありません。人に意見を聞いて失敗したら、意見を言った人に責任転嫁ができるか。できるはずがありません。町長の権限は非常に大きいです。しかし、それ以上に責任がもっと重いことになるわけあります。覚悟を持たなければ町長はできません。責任を持って仕事してまいりましたが、何か重大事案が発生したら、最終決定権者である町長が責任を取るのは当たり前です。その覚悟はいつも持っていました。

白根山がレベル2になって、通行止めになりましたが、草津町の各業界の経済状況を思うとき、何としても開けなければならない。全国の火山対応でレベル2の通行で可としたのは草津以外どこにもありません。それは、私がそれだけ思いを持って、町の民間経済を何とか守るという意味もあったわけです。重大な問題が発生しましたら、災害対策基本法で規制をかける判断するのは、草津町長であります。民事・刑事の責任を問われることになります。当然そのときは町長を辞職する覚悟を持って道路開通をしたものであります。

万代鉱が半減して対応に1年2か月かかりました。危険な作業は私がいるときのみに行うよう副町長以下に指示しておりました。しかし、作業をしなければ復旧はできません。そういう中で、事務方には法的責任が及ぼぬよう、その責任の全てを町長が取ると言っておりました。もし、改善できなかつたら、今草津温泉はどうなつていたか、推察すれば分かると思います。

述べたとおり、町長は片手間でできる職業ではありません。全精力を傾けなきやならない。

午前中は家業、午後から町長職などあり得ない話で、24時間が町長職であります。先ほど東京でのビジネスの話をしましたが、二足のわらじを履けないということであります。私はいつもその覚悟を持って仕事をしてまいりましたが、私は町長を辞めても、生活には別に困りません。だからとは言わないですが、周りが心配するほど思い切った発想で、大胆な投資の決断をしてまいりました。その決断ごとに私ごとは一切ありません。それゆえに投資効果が大きく現れたものだと思います。私の考え方は町づくりをしない限り、草津町の再生はないとして、まず節約よりも投資のほうから町づくり業務を行ったものであります。

私は町民の皆様への折り込みを7回しました。書いた内容は事実であります。16年間、黒岩町政が何をしてきたか、お知らせする責任があると判断しました。ただ、漠然としてきたわけではありません。私をやゆする人は、俺が俺がの黒岩だと言っていることは、十分承知しております。昔の町長は誰もが認める人がなり、その路線がしかれておりました。つまり、実力者がなってきたわけであります。実力がなく、門閥・学閥のない黒岩が町長になるのは、奇跡なのかもしれません。ほかの町長とは私は境遇が全く違う。追いつくには仕事で認めてもらうしかないというふうに思ったものであります。そして、現在の政治は、国政・地方を含めて、成果主義が第一になりました。謙虚に振る舞う人柄も選挙の選択肢になるとは思いますが、私の場合には、人の見る目が違っております。仕事でアピールするしかないということです。また、今草津町がどのような仕事をしているかをお知らせする責任があると思って、誇張することなく7シリーズを皆様にお知らせしたものであります。それが俺が俺の問題にすり替えてやゆしているということであります。

もう一つの考え方で、草津をPRするとき、行政のトップが目立つことがあります。観光地と同じように町長がクローズアップされることで、草津の露出度が上がり、結果、ブランドが高くなるという判断をしています。私は町長として、数多く講演してまいりましたが、公務として講演料はただの一度ももらったことはありません。講演が終わると、どの会場でもすばらしい、感動したと高く評価してくれます。草津温泉のブランド向上に寄与していると思います。

知事に進言したことがあります。群馬県の認知度・ブランドを上げることは大変だけれども、知事、山本一太という個人を認知度を高めて、それをやること。それが結果として群馬県のブランド力を上げていくことになると思うと、知事にこのように進言しましたら、黙つて聞いておりましたが、なるほどと言ってくれました。私も同様に、草津の知名度を上げるとともに、黒岩の知名度も上げてまいりました。結果、草津ブランドの向上につながったと

思います。SNSで黒岩信忠と入れると膨大な情報量があります。一時はバッシング一色でありましたが、今は冤罪を乗り越えた男として評価をされております。また、草津町をV字回復させた町長としての評価もされております。ビジネスでイメージ戦略は非常に重要なものになります。痛切に感じるのが、最近仕事をすればするほど、敵ができることが分かってまいりました。仕事をやり過ぎるんじゃないよと言う人もおります。目立つと面白くない人たちもいることも分かりました。謙虚に振る舞い、目立たない町長がよい町長像なのかもしれません、しかし、私の境遇はほかの町長とは違います。実績を出さなければ、使いものにならないお払い箱になっていたであります。だから、私は象徴ではなく、最前線に立つプレーヤーとしての仕事をしてきたということであります。これが一部の人に嫌われるゆえんにもなっていると思っております。よい例が過去の町長選挙は、選挙になんて次のときは無競争というのが多いです。全て無競争の方もおります。つまり、誰もが認める町長だったということです。私は4回選挙をしましたが、無競争は1回もなく、その都度選挙がありました。黒岩では格好悪いと思っているのかもしれません。しかし、私は町長でいる限り、象徴でいるつもりはありません。

私のことばかり申し上げましたが、以前の町長たちも厳しい時代の中、全力で仕事をしてきたことは、私が一番そばにいて分かっております。4代に仕えました。まちづくりのテーマが時代の物語としたのは、時の町長たちがそれぞれの思いで進めてきたまちづくりを表現したかったのであります。それを私が再現したのであります。だから、あえて時代を統一しなかった。時代の変遷を感じるまちづくりは、「過去を守り」がテーマになっております。プロ野球でバッターボックスに立ってバットを振らず、フォアボールを狙って神風が吹き、壘に出られる。そのような野球は決して勝てることはないと思います。草津の歴史を振り返り、また、ほかの温泉地の業績を見れば一目瞭然であります。町長になって、直ちに町再生の投資を行うと宣言して、いいボールが来たらフルスイングでバットを振り続けました。ビジネスでのよいボールか否かの選球眼は、自信を持っておりました。三振の連続なら、既に町民から戦力外通告がされていたと思います。また、会社で言えば町長が社長、株主が町民の皆様。社長が株主総会で業績を発表するのは当たり前です。株価が下がり配当がなければ、責任追及され、解任もされることもあるでしょう。株主である町民に観光の実績、そして、福祉教育の充実さなどの利益をもたらすものを株主に知らしめる責任が町長にはあるということであります。

このように16年間を分析しますが、4期で次の町長にバトンタッチするつもりでおりまし

た。白根火山ゴンドラは私の時代は建て替えは無理だが、借金財政を好転させ、次の町長に託す思いでおりました。天狗山レストハウスの建て替えも次の町長に託すつもりでいましたが、過去の財政難の状況を鑑みますと、耐震補強の選択をする可能性が高いと判断しました。そして、さすが草津と言われるようなものは私でなければできないと判断、急遽、事業を進めてまいりました。

この4年間スケジュール感を持って仕事を進めてきましたが、既に述べたとおり、私が描いたまちづくりの完成には至っておりません。私が辞めた後の町長が同じ考え方でまちづくりを進めるかは未知であります。恐らく違う方向にかじを切るでしょう。選挙で選ばれる町長に、去る黒岩が考えを押しつけるのは間違っていると思います。では、どうするか、悩ましく、辞める難しさを感じる日々でありました。

仮の話ですが、私が町長でなく、ほかの誰かが町長になっていれば、今の草津町は全く違う町になっていたかもしれません。私より能力の高い人が町長になっていれば、今よりもっと栄えていたかもしれません。また、その逆もあったかもしれないということで、それを判断を下すのは、草津町民の皆様がすることになります。

進退を決める最後の判断について、世論が黒岩信忠をどのように評価しているか、推移を見てまいりました。町長よく頑張った、でも年だし長いから勇退しろとの声が多いなら辞める判断をしておりました。そのように言っているうわさも聞きますが、ただ1人、直接言われたことはありません。逆に、町長、もう一度だけ草津町のリーダーとして仕事をしろとする意見が圧倒的に多くなってまいりました。様々な人が町長室に来てくれます。また、電話をいただいています。続投してほしいという嘆願書まで頂いております。これで辞める選択肢などないという強烈に言う人もいます。

このような現象は、過去4回までの選挙にはなかったことであり、今回、全く違う雰囲気になっております。無料法律相談で周りに多くの人がいるのに、町長辞めるんじゃないだろうな、出るように言ってくれと大声で言った方が職員に言ったそうです。その方は一時、私へ恨みを持ったようですが、町長の職責を理解されて、そのように考えが変わったものだと思います。

私は町議会議員、町長選挙を合わせると11回選挙をしましたが、町議選で1回無競争でありましたが、6回のうち3回トップ当選をしております。町長選挙は4回戦いましたが、町議選、町長選を含めて当落を心配した選挙は一度もありません。国政選挙では与党が惨敗しましたが、言われるのが旧体質と地上選挙に重きを置いたということで、出馬するなら得意

とする地上戦でももちろん勝つ自信がありますし、また、空中戦では圧倒した知名度が私にあります。フットワークでも劣ることはあります。しかし、過去の戦いで勝利したから、今回も勝てるなどと当然思っておりません。選挙はその都度のオーダーメードであります。新たな戦略を出るとするなら取り入れていくということです。そして、町長の施策によって町は大きく変わる。今後、私がいなくなったらときの懸念される事項について述べてみたいと思います。

草津温泉スキー場から横手山にゴンドラを架ける構想が業界の中にはありますが、黒岩町政から何々町政に変われば、再度、再燃することを否定できない危機感を持っております。既に選挙運動を展開している候補者は推進派であります。議会でも賛成している議員がいます。夢として語るのはいいですが、実際行動に移すとなると話は別になります。この構想を政治家に頼んだとの話を聞いたとき、私は大変な危機感を持ちました。軽い乗りから物事は始まることもあります。観光協会長にはそれをやったら草津町が破綻するとして、もう大分前にシミュレーションの資料を渡してありました。それから渋横観光の社長と協会長が話ししているようですが、その社長が私のところへ来るという話もありましたが、お断りしました。2年前に就任した山ノ内の町長には、私からゴンドラの話は一切受けるつもりはないと言っています。しかし、宮崎議長に山ノ内の議長がゴンドラを架けましょうを言ったそうであります。ですから話は消えていないということです。私は、業界は陳情ではなく雑談と否定しましたが、雑談であろうとなかろうと、言った言葉に責任を持たなくてはならないと思います。観光協会長には何度も無理であると注意をしたにもかかわらず、町長の意向を無視して政治家に話をする。

私が若い頃、スキー場委員長を務めた頃、静可山の問題がありました。第三セクターで行ったものであります。これが大変窮地に陥り、相手の社長から何を言ってきたかといいますと、時の助役を社長に据えてほしいという要望でした。これを時の町長が受け、決定をしてしまったのです。その後、取締役会が開かれるということで、私が監査役、取締役で議長の濱口幸男さんがなっておりましたが、私がその社長に行く助役に対して、あれ、役場辞めるんですかと言ったら、いや、辞めませんと言いました。私は時の町長に、とんでもない話だと。法律論でいって、自動的に代取になれば、債務を引き受けるということはないと思いますけれども、ただ、当時は損失補償という制度が残っていました。つまり、町が保証人になることです。つまり、知らずのうちにその100億を超えるような負債を町が肩代わりするような状態になりかねなかったということあります。そして、その後の取締役会で、時の

町長が相手の社長にこの間の話はなかったことにしてほしいという、そばで聞いていました。部屋は違うけれども。そうしたらその社長は涙を流していました。何で今さらそういうこと言うんでしょうかと。しかし、そのときに私が悪者になりやいいんですけれども、黒岩スキ一場委員長が駄目だということなんで、町としてはそれはできないという判断したということで、社長が私知らなかつたんですけども、私の会社まで来て、私の家内に涙を流しながら、何とか委員長さんにお願いしてくれと、このように言ったわけありますけれども、今その情に流されたら、草津町は今の繁栄なかつたと思います。また、話は外れますけれども、平成の合併問題がクローズアップされました。私はどうしてよいか迷いましたが、そのとき旅組の黒岩裕喜男さんから合併はやめるべきですと、このように直訴されたことがあります。私がその担当でした。つまり、長野原、嬬恋、六合村、草津で合併するということで、私がその責任者として行きましたけれども、そのときに私は何を基準に考えたか。1番が将来構想、2番が財政問題、3番が変な話だけれども、好きか嫌いか。議論は好きか嫌いかの議論で、財政も議論しない、将来構想も議論しない。こんなことで合併したら町民を不幸にするという判断をしました。時の町長と議長に私が財政シミュレーションしました。そのためにパソコンを覚えたと言っても過言じゃないんですけども、合併特例債の仕組みづくりって物すごい難しいです。コンサルを使ってつくったものを私のほうで分析をして、5年、7年、10年ということになると、草津町が最初はいいんですけども、5年、7年で草津町で稼ぎ出した税金が他に流れ出るという計算式が出ました。それと、特例債の難しさは、合併しても5年間は草津町の財政力指標という高いのが残っちゃうんですね。例えば、1億の仕事をしても、草津町の財政力指数が0.9とすると、本来ですと1億来るんですけども、1,000万円しか来ないと、そういう仕組みづくりも分かってまいりました。そして、将来構想も全く出ない。そういう中で、時の町長に私が議長に合併やめようと進言してきました。そして、合併やめたとき、なぜ私がって言ったんですけども、総務省の課長に説明に行かなきゃならない。それは当局が行って説明するのは当たり前なんんですけども、どうやって説明していいか分からないから、私に行ってくれと言って、私のシミュレーションを出して、このようになるんだという課長に言いましたら、こうなるんですか、なるほどと言いましたけれども、ただ一言、合併しないのは残念ですと、このように言われました。

そういう中、私のあだ名は議員時代、ぶっ壊し、ものを壊すぶっ壊し屋と言われました。つまり、町長が何か考えると黒岩が必ず壊す。壊しながら黒岩には何のアイデアもない、單なる壊し屋だと言われました。そういう中で私は別にぶっ壊し屋でも何でもない。前中澤町

長が湯畠の整備するとき、私が議長でした。私は議長ですから、それはいいんじゃないかということで言いましたら、議会の皆様がそんな計画絶対認めない、否決するということを言いまして、もうとてもできない。しかし、時の町長が出した議案が否決されるということは、本当に新聞沙汰にもなるし、これほどみつともないことはないということで、私が議長で采配を振るったんですけれども、一旦議案を通してくれ、その代わり、6月でその議案は撤回させるという手法を取って、その丸く収めたものであります。

話がずれましたけれども、話を戻します。

滝下区の整備、湯畠から大滝までの整備、大滝乃湯から旧群大病院跡地の整備の設計に今現在入っております。これを次の町長にやってくれというのは、私は失礼に思っています。また、私、黒岩が起案した事業であり、次の町長に引き継ぐとすると、その町長にはまちづくりの考えがないという証になります。町長が代われば、私が起案した計画はボツになるでしょうし、当然ボツにすべきだと思います。都市計画及び景観法のまちづくりは高さ制限が問題になりました。法的拘束力のない曖昧な取り決めや法律を厳守する行政を預かる立場として困惑したというより、コンサルには迷惑だと言いたいふうに思います。大きな火種となり、町民の間で争いになりました。また、民間同士の問題を議会で取り上げ、挙句の果てには、町長の行政執行の問題にもすり替わったわけであります。コンサルは町長の意見も聞かず、地域協定を取り入れましたが、単なる努力目標に過ぎず、あたかも法律上の強制力があるような言い方をしてありますけれども、あるはずがありません。行政は、このような協定がありますよ、業者に提示すれば行政の責任はそれで終わりです。それを守る、守らないは業者の判断です。ですから、行政としては、すべきことはきちんとしてまいりました。それを一部の者が政治問題に仕立て上げ、町長選挙の道具にしました。それが功を奏したことになります。既に選挙運動をしている方が司令塔になり仕組んだことは、誰もが推察できるものだと思います。

議会の同意が得られ、ルールを変えましたが、その方が町長になれば、また景観計画が変更になると思います。それから、今現在進めていますけれども、県と草津町で温泉熱発電計画しておりますが、町長が代われば、それがどうなるか分かりません。また、小中一貫施設校の議論をいただいているけれども、今後はどうなるか混沌としてくると思います。それから、スキー場の整備を進めておりますが、天狗第4リフト、天狗クワッドリフト、殺生クワッド、青葉山リフト3本ありますが、これは大変老朽化が進んでおります。これをどうするのか、財政のやりくりを考えて判断をしなければなりません。次の町長の大きな仕事にな

ると思います。温泉使用条例の改正をしなければなりません。今の条例はシーラカンス的な条例で、現在のビジネスには全く対応できないものであります。信託という新しいビジネスが発生してまいりました。これに合わせたものをやるには、法律と経済の分かっている者でなきやできないというふうに判断しております。

続いて、町政の変遷に述べます。

宮崎謹一議長が黒岩町政になつたら派閥がなくなったと評価してくれました。私はただの一度も無競争ではなく、厳しい選挙戦を勝ち抜き町長となりました。私は選挙後においても、相手陣営にいた人たちに感情を出すことなく、また、疎外したことありません。誰に対しても公平に接してまいりました。私の人となりが理解されたものと思います。もう亡くなつた方ですが、選挙はだまされ上手というふうに私に言ってくれたことがあります。つまり、選挙で書いていなくても応援していただきありがとうございますの姿勢でいろとするものであります。私は11回の選挙をしてまいりましたが、書いた、書かないかは選挙後に会えば分かります。特に、町長選挙は顕著にその症状が現れます。しかし、だまされ上手で来ました。私が感情をむき出しにしていれば、そして疎外すれば、それが重なり派閥政治につながつたものと思います。

もう一つは、歴代町長がホテル・旅館関係から選出されてまいりましたが、町の中心に施策を置くのか、外周のリゾート地区に重点を置くのか、施策によってホテル・旅館業の利害関係が出てまいります。つまり、個々の思惑があって、結果として派閥ができたと解釈します。草津は派閥闘争の歴史でもありました。その点、黒岩は町に利害関係を持たない唯一の町長であります。商人出の黒岩が町長なら、旅館から見て、まあいいかとの思いがあったのかもしれません。つまり、商人出の黒岩を派閥の対象としていなかつたということあります。だが派閥がなくなり、草津温泉が驚異的に発展しましたが、町の事業が功を奏したと評価するホテル関係者の幹部の人はほとんどおりません。やはり、草津町長はホテル・旅館業でなければ駄目だとの声がありましたが、その雰囲気を強く感じるものであります。草津温泉を立て直した実績より、日本一の温泉地になったのだから、やはり町長は旅館側でなければ、格好はつかないとする思惑が顕著になってきたと思います。

歴史はうそを言いません。その歴史を振り返れば分かると思いますが、今の繁栄が当たり前のように、過去を忘れたかもしれません、16年前以前の草津温泉のひどい状況をもう一度思い出してもらいたいと思います。もし、私が旅館業出身だったら、湯畠の整備はしませんでした。したとしても後回しにしたか、湯畠から外れるホテル・旅館にすれば、なぜ湯畠

だけが恩恵を受けるのか。決定権のある町長としてするはずがありません。市川紘一郎元町長にベルツの湯より湯畠をやりましょうと言いましたら、いや、それは次の町長にしてもらうと言いました。つまり、火種になることを恐れたのです。遠慮をしていたということであります。現に、七星館跡地はそのような難しい土地でありますから、23年間放置をされてきたということであります。それぞれのホテル・旅館が頑張り、業績を上げたのは否定しません。事実であります。しかし、温泉地としての魅力がなければお客様は来ません。国の高付加価値事業が実態を現しております。他の温泉地でも高付加価値事業を行いましたが、1ホテルがリニューアルしても効果が出なかった。財務省の主計官が草津町に調査に来た理由がそこにあります。私がまちづくりと高付加価値が相まったことで効果が出た説明をしましたら、主計官が納得して、財務大臣に報告すると言いまして帰りました。草津のまちづくりと個々の努力が相まって、驚異的な伸びを示したものであります。

私は今まで誰に対しても公平に嫌な顔もせず、自分を殺して接してきましたが、この際、はっきり申し上げておきますけれども、私も感情を持った人間であります。平安な時代が長く続くと、人によっては昔の派閥政治を懐かしむ人が出てきたのも事実であります。望むなら、そのことは私は排除しません。誰につくかという利害関係がはっきりするようになると 思います。私は自分から争いを仕掛けたことは一度もありませんが、しかし、相手から仕掛けられれば、とことん戦う性格です。

観光協会に毎年宣伝委託費を多額出していますが、このところ、町長に予算を切られて事業ができないという話を複数聞きます。人材部間で数万から数十万の請求をしたら、町長に切られて予算がなくてできない。傘の舞でも同じような話を聞いております。観光協会は今1億持っております、預金を。指定管理制度からすれば、もうかり過ぎれば料金を下げるか、指定管理料を上げることになります。並行して、委託金・補助金が減額になるということです。平成22年度以前は、公益収益会計で1億1,856万円でありましたが、6年度は公益収益会計で3億708万円になり、実に2.59倍の予算に拡大しております。商工会への補助金は、平成22年700万でしたが、29年度から900万に上げました。ここに観光宣伝委託事業として、別途補助金をつけ、つまり、ツリー&イルミネーションを含めますと倍の金額になっております。町長として観光協会に一旦補助金、委託費を下げるけれども、どうしても足りなければ、また補正を組む用意があることも伝えております。

しかし、私が商人出の町長だから、町民は認めていると思いますが、これが旅館出身の町長なら、町民や議会からブーイングが出るであります。今まで町長が先頭になり進めて

きたトップセールスは終えんを迎えることになります。虚しさを感じますが、後は業界が中心になり進めるべきだと思います。町長の任期中は、一人でも、また議会の有志でお世話になっているところには挨拶に行きたいと思います。全国で行政、議会、観光協会、旅館組合、商工会が一緒になり、エージェント訪問することはまずないでしょう。全員野球を自ら業界が放棄する、経済的に豊かになると人は変わるものだと思っております。

選挙運動をしている方は、町長と議会がなれ合いになっている、行政と議会は対立するものだとしております。争いを好む人なのかもしれません。昔の派閥政治に逆戻りすることになるでしょう。横手山山頂間のゴンドラ問題については、業界のトップが私のところに来ましたが、自分たちは悪くない雰囲気で、驚いたことに町長と話をするのに、テーブルの上にボイスレコーダーを置き、会話を録音すると言って、当たり前のように置きました。断ると、町長が都合悪いんだなと思われるのが嫌ですから認めましたが、理由は理事会で会話の内容を聞かせるとしておりました。しかし、公開した話はいまだ聞いておりません。また、役員分の資料を町が作り、渡しましたが、全員には配布しておりません。事の子細が分かれれば、なぜ町長が反対しているのか、それを進めたことが問題になることを恐れているのでしょう。一般常識論でボイスレコーダーを持ち込む行為は、相手を信用していない証で、普通の会社なら失礼だろ、帰れと言われるのが落ちであります。町長室にボイスレコーダーを持ち込んだのは、業界と新井祥子被告人だけです。よくある話では、反社の人との交渉にはボイスレコーダーを目の前に置くと非常に有効になると亡くなった元商工会長が言っておりました。

次に、町長選挙の動向に憂慮しております。

候補者は基幹産業のトップと一緒にになり、選挙運動の戸別訪問をしております。基幹産業のトップは温厚で公平感があり、誰からも信頼される人物であり、私も一目置いておりました。話をするとき、私はため口ではなく、敬語での対応をしておりました。その人物がなぜと耳を疑いました。本当に残念だと思います。恐らく候補者から懇願され、また、周りの者からの偏った情報により、矢面に立たされたものと思います。相手の立場を考えたら、矢面に立たせたらどれだけ迷惑かかるか、何にも感じないんだろうと思います。焦りの表れなのかもしれません。陰の立て役者は陰でいるから力が発揮できるのであり、表に出たら全く見る目が変わります。だが、政治に身を置く我々は真逆で、選挙になれば誰を支持するか明らかにしなければなりません。それが政治家の宿命であります。町長選挙は最もデリケートな選挙であります。一般的の有権者は色をつけられることを嫌い、表には立たない、いわゆる大人の対応をしている人が多いです。組織の個人を誰が応援するのは一向に構わないし、それ

が選挙の基本であります。しかし、草津町の各業界団体は、有形無形、行政と何らかの関わり合いになっています。その組織が特定の候補者を推薦、また、矢面に立って特定の選挙運動をするとするなら、解釈が違ってきます。政治色の強い団体には行政は付き合えないということであります。公職選挙法第138条により、戸別訪問を禁止されております。何人も選挙に関し、投票を得しめまたは得しめない目的をもって戸別訪問することはできないとして、1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金になっております。明らかに選挙運動の戸別訪問をしております。当然、違法性が指摘されます。政治色が強くなり、公選法違反を否定できない団体に委託金や補助金を出すことが難しくなるということです。違法性がある戸別訪問をそれも堂々とする。世間で問われているのがコンプライアンスです。つまり、法令遵守であります。当局から指摘されなければ構わないと思っているようですが、酒を飲んだけれども、少しだから捕まっても勘弁してくれるだろうと言っているのと同じだと思います。

繰り返しますが、個人の立場で選挙運動をするのは一向に構いませんが、個人の責任でやればいい。しかし、組織を上げて不法行為を容認するなら、その組織と町は契約関係を結ぶことができない。これは私の黒岩町政という意味じゃなくて、行政というものはそういうものです。言うまでもなく、行政組織は中立の立場にあります。私は行政のトップとして16年になりますが、組織として黒岩を応援しろと言えるか。もちろんそんなことは言えるはずがありません。また、個人的にも言ったことがありません。それは組織のトップとしての取るべき姿勢だと思っています。派閥解消をしてきましたが、業界にいる皆さんが昔の政治を望んでいるようならば、それはもう仕方のないことであります。

例え話ですけれども、卵を生まなくなった鶏は処分されますが、まだ卵を生むかもしれません。1羽だけ鳴き声うるさく、面倒くさい鶏がいる。処分したほうがいいと判断したのかもしれません。また、黒岩という鶏は、もともと卵など生んでいなかった。我々が卵を生み出したのだと思っているのかもしれません。黒岩は仕事はできなく、評価するところもない。長くいることが老害だと、そのような考えを持っているかもしれません。人を疑うことなく信じる黒岩でしたが、ようやく目が覚めた思いがします。個々に誰々を応援するのは自由ですけれども、また、町長に一々断りを入れる必要もありません。だが、組織となると考えは違ってくる。行政は組織として、業界に対応していた。行政と業界の考え方方が根底から違っているのかもしれません。恐らく相手関係者は黒岩のやきもちと言うであります。そんな次元で物事を言っているのではない。それほど私はレベルが低くないということです。湯畠整備のときに地元に反対されました。その状況と同じようになってきたと思います。元

区長の任期が切れる。だが、黒岩町長と戦うため、もう一度区長をやるという話を聞いておりました。共同浴場に黒岩は落とせとの貼り紙があった報告も受けました。また、私の持っているテナントの賃貸人から湯畠周辺で黒岩町長を応援している人はほとんどいないですよと言われました。私はそれで結構と言いました。私は政治生命をかけて湯畠整備を行いましたが、湯畠周辺の人々が嫌なら選挙で黒岩を落とせ、そうすれば湯畠開発は止まると言ったものであります。今回も同じようなものだと思います。職員が湯畠の線形のラインを引きますと、それを消してしまう。ボラードを置くとどかしてしまう。職員に罵声を浴びせる。嫌になり現場に行かなくなる。仕方なく私が現場に行き、ボラードを立て直してまいりました。湯畠から帰ってきて、職員を集め、湯畠整備に関わりたくないなら申し出ろと。その任を解いて、ほかのセクションに回すと言いました。我々は100年先を見た草津町をつくる、崇高な任務を背負っていると諭したところ、職員はすぐに役場を出て、湯畠に向かい作業をしました。また、そこで悪態を言われたということであります。しかし、その方々が完成したらお客様が増えて、よくやり遂げましたねとお礼を言わされました。つまり、ビジネスは結果次第になるわけであります。派閥を解消してきた黒岩ですが、業界の一部が昔の政治を望んでいるようなら、強権的派閥政治がどのようなものか知るときが来るかもしれません。

次に、新井祥子事件について、少々述べます。

議会は除名処分を含め、リコールまでしていただき、草津の正義を守ってくれました。感謝します。署名受任者が200人を優に超え、争うように署名活動をしてくれました。9月29日に新井祥子被告人刑事事件の判決が出ます。実刑か執行猶予つきになるかは分かりませんが、間違いなく有罪になります。これを受けて、セカンドレイプの町として湯畠でフラワーデモをしたS p r i n g が10月の中旬に私のところに謝罪に来るアポイントを取ってまいりました。関係者3人に弁護士2人の5人で来るそうです。これはリコールを誹謗した団体でしたが、リコールの正当性を認めざるを得なくなつたということであります。新井被告人事件、議会の皆様には自身が被害を受けたと同じような思いで取り組んでくれた人がほとんどですが、逆に黒岩の信用を落とすチャンスと捉えた方もいたと思います。人としての本心が表れ、裏の姿を見た思いがしました。誰とは言いません。

今回の選挙戦に話を戻しますが、私以外に意欲を持っている人はもう一人おります。議会中に電話で話しましたが、黒岩町長が出ないなら必ず出ると明言しておりました。黒岩町長の功績は大きい。信忠さんと戦うつもりはないが、出ないのなら必ず出ると言っておりました。しかし、私の去就で決めるのもいかがなものかと思い、私が出るようになっても出馬

することに異存はない旨も伝えております。来年の1月の最終まで候補者何人になるか分かりません。だが、出馬をしなければ私を応援してくれるというふうになり、つまり、私が出馬すれば、私を応援してくれるということになっているわけであります。政治の煩わしさにうんざりすることが多く、引退することを真剣に考えてきましたが、私に期待している多くの方々を裏切る心苦しさで、今日まで悩み続けてまいりました。業界全体の問題ではなくて、一部と判断しますが、数々の言動にやるせない気持ちでいましたが、それが闘争心に変わってきた自分に気がつきました。派閥政治を解消した黒岩ですが、決断するときが来たと思います。

選挙の戦い方には2つあります。仁義なき戦いと礼儀正しい戦いです。私は常に礼儀正しい選挙をしてまいりました。だから派閥の解消につながったのであります。しかし、仁義なき戦いを知らないわけではありません。ルール際どい話を申し上げましたが、政治に翻弄されて、町民の皆様にしづ寄せがあつては絶対になりません。私の政治理念は43年前から全く変わりません。選挙を前に敵をつくる話をするばか丸出しと言われるかもしれません、仕事一筋で來たことが悪いとされるなら、不利になつても町民の皆様に審判を仰ぐしかありません。草津の信用を著しく貶めた新井祥子被告人事件に立ち向かったように、徹底的に戦います。16年間町民の皆様のことをいつも一番に考えておりました。草津町長のプライドを持って町を発展させるため、粉骨碎身で取り組んでまいりました。何度も申し上げましたが、私は町長職に未練があり、しがみついているのではありません。仕事をするために町長になりました。先ほど申し上げた仕事のめどがつき、草津ブランドをまとった航空機を安定高度まで上昇させ、私の役目が終わったと判断すれば、その時点で任期途中でも退任する考え方を持っております。この発言、人によっては不謹慎と叱責されるかもしれません、また、選挙戦術の姑息な手段という人もいるでしょう。これは純粋に草津町の発展のために、私の人生をかけ仕事をしてきた、その自負心から来るものであります。町民が主役で、町民の皆さんを一番に置いた施策を取り組んでまいりました。さらに幸福感を感じてもらう政治に取り組んでまいりたいと思います。

それから、健康面では大丈夫です。人間ドックの結果は問題はありません。今回の町長選挙が誰が一番町民の皆様を幸せにできるかを選択する大切な選挙になると思います。黒岩信忠はいつも町民目線に立って仕事をしてまいりました。政治の道に入り43年間、理念は全く変わりません。町民の代表である議会、そしてこの町で暮らす町民の皆さんのご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げて、立候補声明といたします。ありがとうございます。

以上、上坂議員の答弁といたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長答弁が終わりました。

以上で、一般質問を終了いたします。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

大変ご協力ありがとうございました。

令和7年第5回草津町議会定例会を閉会といたします。

大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　宮　　崎　　謹　　一

署　名　議　員　　市　　川　　祥　　史

署　名　議　員　　小　　林　　純　　一